

川口市監査告示第30号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月30日

川口市監査委員

澤野 高雄

同

金井 洋

同

奥富 精一

同

福田 洋子

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市

2 請求書の提出日

令和5年10月2日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長を請求の対象として、新型コロナウイルスワクチンに関して、職域接種に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業への充当の違法確認と不当利得返還請求、同定作業が行われていない高齢者施設等従事者及び障害者事業所等従事者への助成金の不当利得返還請求のほか、予防接種法違反などの違法違憲性の問題が解消されるまで予防接種契約の一次中断若しくは違法性の解消などといった措置を別紙（事実証明書は添付省略）のとおり求めている。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和5年10月2日付けでこれを受理することを決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、国から交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に係る実施事業のうち、川口商工会議所が実施した新型コロナウイルスワクチン職域接種に対する「新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金」（以下「接種事業補助金」という。）、高齢者施設等従事者及び障害者事業所等従事者に対する抗原検査頻回実施に対する「高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金」（以下「高齢者施設等助成金」という。）及び「障害者事業所等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金」（以下「障害者事業所等助成金」という。）とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市企画財政部、福祉部及び経済部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

なお、関係部局の本件請求に対する見解は次のとおりであった。

（1）接種事業補助金について

令和3年6月21日から企業や大学等において職域単位で新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を開始することが可能となった。このことから川口市においてもワクチン接種の迅速化を

図り、市内における事業者の安定した事業活動が継続できるよう、ワクチン接種事業に協力する川口商工会議所に対して補助金を交付することとし、国から示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に係る実施計画を提出し、交付金を充当したものである。

これらのことから、希望する事業者に接種を行える体制を整えたことは、感染拡大防止に多大なる社会的効果があったと認識しており、人的・物的資源投入は、市に損害を与えるものとは考えていない。

(2) 高齢者施設等助成金について

重症化リスクの高い者が多く利用している高齢者施設等については、集中的実施計画に基づく集中検査を実施することの要請が国からあった。また、国からの通知には、抗原定性検査キットによる頻回な検査の実施は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業等の活用も可能と明記されていたため、市内の感染状況、他市の動向を踏まえ、感染者の早期発見による感染拡大防止の観点から、抗原検査による集中的検査を実施した場合、検査キットの購入費用を助成することとし、併せて交付金を充当することとしたものである。

これらのことから、市町村は介護保険の保険者として介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき安定的な介護サービスの提供に努める責務があり、今回の事業は、重症化リスクの高い高齢者が多く利用している高齢者施設等に対し検査費用を助成するものであり、安定的なサービス提供に資するものである。また、憲法や予防接種法等に違反する事実もなく、さらに、助成の程度・方法についても妥当なものと考えており不当性もないと考える。

(3) 障害者事業所等助成金

高齢者施設等助成金と同様のことから、当該助成事業を実施し、交付金を充当することとしたものである。市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等を提供する責務があり、今回の事業は、重症化リスクの高い者が利用している障害者福祉サービス事業所等に対し検査費用を助成するものであり、安定的なサービス提供に資するものである。ま

た、高齢者施設等助成金と同様、憲法や予防接種法等に違反する事実もなく、さらに、助成の程度・方法についても妥当なものと考えており不当性もないと考える。

6 監査の期間

令和5年10月2日から令和5年11月30日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

経済部職員及び福祉部職員の聞き取り及び監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（1）川口商工会議所に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金

ア 事業実施に至る経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年2月16日付けで厚生労働大臣から各都道府県知事を通じて各市町村長及び特別区長あてに「予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う」旨の指示が発せられたことを受け、ワクチン接種が開始された。

ワクチン接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなり、医療従事者等、重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者を優先して接種を進める中、令和3年6月1日付けで厚生労働省（以下「厚労省」という。）健康局健康課予防接種室から各都道府県、市町村、特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡（以下「令和3年6月1日付け事務連絡」という。）が発せられ、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月21日から企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチン接種を開始することが可能とされた。

川口市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、ワクチン接種の迅速化を図り、事業者が安定した事業活動を継続できるよう、ワクチン接種事業に協力する川口商工会議所（以下「会議所」と

いう。) に対して補助金を交付することについて、令和3年6月1日付け事務連絡に基づき、9月29日に川口市長の決裁により意思決定を行った。

イ 令和3年度事業の実施

川口市長は、令和3年12月川口市議会定例会に会議所に対する補助金3,700万円を含む令和3年度一般会計補正予算案を提出し、12月23日に補正予算が成立、同日、「川口市新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金交付要綱」を制定した。

会議所から、令和4年1月6日付けで川口市長あてに、1回目接種として4日間、2回目として4日間、接種枠を1日に1,000人で全8,000回とし、接種補助金の交付金額3,700万円とする補助金等交付申請書が提出され、川口市長は、2月1日付けで当該申請に対する交付の決定（以下「交付決定」という。）を行った。

その後、会議所から、3月31日付けで川口市長あてに、市内事業者に対する職域接種として1回目接種3,633回、2回目接種3,574回の合計7,207回、補助対象事業の経費精算額として3,708万6,884円とする実績報告書が提出され、川口市長は、同日付けで交付額の確定（以下「交付確定」という。）を行い、補助金として3,700万円を5月12日に会議所に対し交付した。

なお、法第242条第2項に、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」と規定されており、令和3年度事業に係る会議所への補助金について、当該補助金の支出日が本件請求のあった日から1年以上を経過しているため、本件監査の対象から除外する。

ウ 令和4年度事業の実施

川口市長は、令和4年6月川口市議会定例会に会議所に対する補助金920万円を含む令和4年度一般会計補正予算案を提出し、6月27日に補正予算は成立した。

会議所から、同月28日付けで川口市長あてに、3回目接種として2日間、接種枠を1日に500人で全1,000人とし、補助金の交付金額530万円とする補助金等交付申請書が提出され、川口市長は、7月

6日付けで当該申請に対する交付決定を行った。

その後、会議所から、7月27日付けで川口市長あてに、市内事業者に対する職域接種として458回、補助対象事業の経費精算額として488万8,712円とする実績報告書が提出され、川口市長は、同日付けで交付確定を行い、補助金として488万8,712円を8月22日に会議所に対し交付した。

なお、令和4年度事業に係る会議所への補助金についても、令和3年度事業に係る会議所への補助金同様、当該補助金の支出日が本件請求のあった日から1年以上を経過しているため、本件監査の対象から除外する。

(2) 高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業

ア 事業実施に至る経緯

令和4年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大し、オミクロン株のB.A.5系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、B.A.5系統への置き換わりが進むことにより、7月の3連休や夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されることから、政府の新型コロナウイルス感染症対策推進本部は令和4年7月15日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更した。

その中で、現下の感染拡大への対応については、①新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持しながら、②保健医療体制について、昨年とりまとめた「全体像」に基づき整備してきた病床等をしっかりと稼働させることを基本に、引き続き、自治体や医療機関等の支援を行い、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、③医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととし、同時に新型コロナウイルスと併存しつつ平時への移行を慎重に進めていくとした。

そして、令和4年7月15日付けで厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）

あてに「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について」の事務連絡（以下「令和4年7月15日付け事務連絡」という。）が発せられ、すべての都道府県において、オミクロン株であっても重症化リスクの高い高齢者等が多い入所系の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）については、集中的実施計画に基づく集中検査を実施することを要請された。

川口市においては、これを受け、市内の感染状況や近隣市等の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染者の早期発見による感染拡大防止の観点から、高齢者施設等が抗原検査による集中的な検査を実施した場合、検査キット購入費用を助成することについて、令和4年7月29日に川口市長の決裁により意思決定を行った。

イ 事業の実施

川口市長は、7月29日に8月実施分の助成金については、予備費2,166万円を充用することとし、8月1日に「川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付要綱」を制定し、9月以降実施分の助成金については、令和4年9月川口市議会定例会に助成金8,666万4,000円を含む令和4年度一般会計補正予算案を提出し、9月29日に補正予算が成立した。

高齢者施設等の事業者から、8月3日から川口市長あてに助成金交付申請書が順次提出され、これらのうち、川口市長は、8月実施分について8月10日付けで47事業所の事業者に対し2,131万8,000円の交付決定を行い、8月実施追加分について10月3日付けで20事業所の事業者に対し698万円の交付決定を行った。

その後、10事業所の事業者から交付申請の取下げがあり、川口市長は12月5日付けで交付決定の取消しを行った。

そして、8月実施分について、52事業所の事業者から川口市長あてに実績報告書が提出され、川口市長は12月5日付けで交付確定を行い、助成金として988万7,000円を12月27日に事業者に対し交付した。

さらに、5事業所の事業者から川口市長あてに実績報告書が提出され、

川口市長は令和5年1月5日付けで交付確定を行い、助成金として80万5,000円を2月10日に事業者に対し交付した。

9月実施分について、川口市長は令和4年10月3日付けで62事業所の事業者に対し2,642万9,000円の交付決定を行い、その後、3事業所の事業者から交付申請の取下げがあり、川口市長は12月19日付けで交付決定の取消しを行った。

そして、9月実施分について、52事業所の事業者から川口市長あてに実績報告書が提出され、川口市長は12月19日付けで交付確定を行い、さらに、7事業所の事業者から川口市長あてに実績報告書が提出され、川口市長は令和5年1月20日付けで交付確定を行い、助成金として1,277万3,000円を3月1日に事業者に対し交付した。

10月実施分について、川口市長は令和4年10月17日付けで40事業所の事業者に対し2,257万6,000円の交付決定を行い、その後、1事業所の事業者から交付申請の取下げがあり、川口市長は令和5年3月1日付けで交付決定の取消しを行った。

そして、10月実施分について、39事業所の事業者から実績報告書が提出され、川口市長は3月1日付けで交付確定を行い、助成金として984万円を3月30日に事業者に対し交付した。

11月実施分について、川口市長は令和4年11月30日付けで35事業所の事業者に対し2,519万8,000円の交付決定を行い、その後、1事業所の事業者から交付申請の取下げがあり、川口市長は令和5年3月20日付けで交付申請の取消しを行った。

そして、11月実施分について、34事業所の事業者から実績報告書が提出され、川口市長は3月20日付けで交付確定を行い、助成金として1,092万2,000円を4月27日に事業者に対し交付した。

(3) 障害者事業所等従事者に対する抗原検査頻回実施事業

ア 事業実施に至る経緯

上記(2)アと同様に令和4年7月15日付け事務連絡による要請を受け、川口市においては、市内の感染状況や近隣市等の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染者の早期発見による感染拡大防止の観点から、障害者事業所等が抗原検査による集中的な検査を実施した場合、

検査キット購入費用を助成することについて、令和4年8月1日に川口市長の決裁により意思決定を行った。

イ 事業の実施

川口市長は、8月1日に8月から9月第4週まで実施分の助成金については、予備費600万円を充用することとし、8月1日に「川口市障害者事業所等従事者に対する抗原検査実施事業費助成金交付要綱」を制定し、9月第5週以降実施分の助成金については、令和4年9月川口市議会定例会に助成金2,520万円を含む令和4年度一般会計補正予算案を提出し、9月29日に補正予算が成立した。

障害者事業所等の事業者から、8月4日から川口市長あてに8月実施分に係る実施計画書が順次提出され、以後、9月から11月までの実施分に係る実施計画書がそれぞれ順次提出された。

その後、障害者事業所等の事業者からこれらに係る交付申請書兼請求書が9月8日から順次提出され、川口市長は、これらに対し9月14日から順次、交付決定及び交付確定を行い、9月26日に8月実施分に係る助成金として79万9,000円を6事業所の事業者に対し交付し、9月30日に8月実施分に係る助成金として142万6,000円を8事業所の事業者に対し交付し、10月7日に8月実施分に係る助成金として48万9,000円を5事業所の事業者に対し交付し、10月12日に8月実施分に係る助成金として19万5,000円を1事業所の事業者に対し交付した。

その後、10月24日に9月実施分に係る助成金として41万2,000円を4事業所の事業者に対し交付し、10月26日に9月実施分に係る助成金として87万5,000円を9事業所の事業者に対し交付し、10月28日に9月実施分に係る助成金として93万4,000円を5事業所の事業者に対し交付し、11月4日に9月実施分に係る助成金として41万6,000円を4事業所の事業者に対し交付し、11月16日に8月実施分に係る助成金として1万5,000円を1事業所の事業者に対し交付した。

そして、11月18日に9月及び10月実施分に係る助成金として93万4,000円を6事業所の事業者に対し交付し、11月30日に1

0月実施分に係る助成金として69万5,000円を8事業所の事業者に対し交付し、12月2日に10月実施分に係る助成金として7万6,000円を2事業所の事業者に対し交付し、12月14日に8月から11月までの実施分に係る助成金として84万3,000円を8事業所の事業者に対し交付し、12月16日に11月実施分に係る助成金として64万1,000円を5事業所の事業者に対し交付し、12月23日に10月及び11月実施分に係る助成金として181万3,000円を9事業所の事業者に対し交付した。

さらに、令和5年1月6日に11月実施分に係る助成金として50万9,000円を8事業所の事業者に対し交付し、1月18日に10月及び11月実施分に係る助成金として60万8,000円を2事業所の事業者に対し交付し、3月10日に8月から11月までの実施分に係る助成金として5万8,000円を11事業所の事業者に対し交付した。

なお、障害者事業所等従事者への助成金について、令和4年9月26日支出の79万9,000円及び9月30日支出の142万6,000円は、当該助成金の支出日が本件請求のあった日から1年以上を経過しているため、本件監査の対象から除外する。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度の概要

ア 制度導入の経緯と変遷等

国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更）」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じ、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）が創設された。地方創生臨時交付金は、コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に使用することが可能であるとされている。

また、感染拡大に対する都道府県による営業時間短縮要請やそれに伴う協力金の支払い等の機動的な対応を支援するため、令和2年11月に、「協力要請推進枠」が創設された。

さらに、緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を確実に実施できるよう、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」が令和3年4月に創設された。

令和3年11月12日に政府対策本部にて決定された、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとして、都道府県による検査無料化の取組に対し支援を行う「検査促進枠」が令和3年12月に創設された。

令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするとされたことを踏まえ、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が令和4年4月に創設された。

令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が令和4年9月に創設された。

令和5年3月22日の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が措置された。

イ 川口市の実施計画の提出状況

令和4年4月5日付けで内閣府からの依頼に基づき埼玉県から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画（令和4

年度第1回及び第2回)の提出について」の通知があり、川口市は7月15日に埼玉県へ令和4年度実施分の会議所に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金を含む「令和4年度第2回実施計画」を提出した。

その後、9月16日付けで内閣府からの依頼に基づき埼玉県から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画(令和4年度第3回)の提出について」の通知があり、川口市は10月21日に埼玉県へ高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業及び障害者事業所等従事者に対する抗原検査頻回検査実施事業を含む「令和4年度第3回実施計画」を提出した。

さらに、12月28日付けで内閣府からの依頼に基づき埼玉県から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画(令和4年度第4回)の提出について」の通知があり、川口市は令和5年1月23日に埼玉県へ「令和4年度第4回実施計画」を提出した。

ウ 川口市の交付申請の状況等

川口市は、令和4年9月15日に埼玉県へ令和4年度第2回交付申請書を提出し、埼玉県から9月30日付けで34億5,396万9,000円の交付決定があり、10月27日に同額が交付された。

その後、川口市は、12月15日に埼玉県へ令和4年度第3回交付申請書を提出し、埼玉県から12月27日付けで9億1,767万6,000円を追加し、総額43億7,164万5,000円とする変更交付決定があり、令和5年1月31日に9億1,767万6,000円が交付された。

さらに、川口市は、3月14日に埼玉県へ令和4年度第4回交付申請書を提出し、埼玉県から1億9,539万9,000円を追加し、総額45億6,704万4,000円とする変更交付決定があり、3月31日に1億9,539万9,000円が交付された。

川口市は、4月26日に埼玉県へ会議所に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金に488万8,000円を、高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業に3,330万5,000円を、障害者事業所等従業者に対する抗原検査頻回実施事業に1,173万8,0

00円をそれぞれ充当した旨などの年度終了実績報告を提出した。

(5) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、以下のとおりである。

ア 高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業 4,422万7,000円

イ 障害者事業所等従業者に対する抗原検査頻回実施事業 951万3,000円

2 判断

(1) 財務会計上の行為の違法性等

請求人は「新型コロナウイルスワクチンの有効性や安全性が実証できない」という主観に基づいて財務会計上の行為の違法性を主張するが、この主観についての当否は、監査委員が判断すべきことではない。

したがって、本件請求の対象となる財務会計上の行為そのものの違法性等についてのみ判断する。

法第232条の2は、公益上必要がある場合に、補助を行うことを認めているが、本件請求の対象である各助成金は、新型コロナウイルス感染症に罹患すると重症化するリスクの高い者が利用する施設の従事者に対し事業者が抗原検査を行った場合にその費用を助成するというものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するという高い公益性が認められる。

そして、各助成金の支出手続は、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実は認められず、また、手続の瑕疵も認められない。

また、各助成金の財源に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しているが、その手続も国が定める手続に従って適正に行われている。

よって、財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められない。

(2) まとめ

請求人は、国が実施の判断をしたワクチン接種事業について、自己の主

張等を肯定する見解等に基づき、ワクチン接種事業等に違法違憲性がある旨主張し、直接及び間接の損害が生じているとして、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為を抽出し、ワクチン接種事業の違法違憲性の問題が解消されるまで事業の一次中断もしくは違法性解消の措置等（関係者に対する損害賠償請求・不当利得返還請求・違憲確認などを適宜追加）を求める住民監査請求を繰り返している。

本件請求も、財務会計上の行為に関する具体的な違法不当性の指摘を欠いており、ワクチン接種事業等の違法違憲性を主旨とするものである。

そして、このワクチン接種事業等に違法違憲性があるとする主張は、請求人自身の主観的な思考やそれを肯定する一面からの見解等を根拠としていることに加え、住民監査請求において、国が判断をしたワクチン接種事業の実施の是非に係る司法的な判断をも求める内容となっている。

しかも本件請求では、ワクチン接種事業とは異なる助成金等交付事業について、法定病原体との同定作業が行われていないことなどを主張し、住民監査請求の対象になる財務会計上の行為として、ワクチン接種事業の一次中断等を求めているが、これまでと同様、財務会計上の行為について違法又は不当である旨を指摘する住民監査請求としては、的を欠いているという判断である。

ところで、ワクチン接種事業に若干触れるが、繰り返される住民監査請求を通じて、ワクチン接種事業に関連した様々な見解等があることについては理解できる。

しかしながら、このワクチン接種事業は、国が新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態に対応するために実施することを決定した事業であり、権限や法律の整理など、その総合的な判断等は国の責任において行われている。先行行為の違法性等についての主張もあるようだが、仮に、先行行為と後行行為を一体的に捉えたとしても、ワクチン接種事業自体の実施判断は、前述のとおり国の責任において行われており、川口市では、国からの指示等に基づき、第1号法定受託事務として、その事業の実施を義務付けられた中で、何より多くの市民の生命や健康を損なうリスク軽減等のため、迅速化を図り適時適切に実施した事業である。

川口市職員配置請求書

川口市長に関する推薦請求の要旨

01. 請求の要旨

● 誰が(請求の対象職員)

市長

さいたま地裁住民訴訟担当裁判官作成の釈明準備命令書によると、住民訴訟の被告相手方は市長となるようである。よって推薦請求の相手方も、補助機関たる職員に対する専決権限の移譲ない限り、市長のみとなる。

■ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

下記に関する違法行為を対象とする、担当者に対する損害賠償請求権行使の不作為

(正当理由1:住民監査請求は対象とする財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、することができない。しかし無権代理契約について知事や市長が無効確認しておらず、日本は自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落し、hersys血生層が届け出の要件を欠いている点がhersys入力画面に病名がない画像添付とともに報道周知されることが永遠に期待できない。監査請求人自身は医療機関を経営する友人に頼みhersys入力画面に病名がないことを見せてもらうようなことができませんので、そのことを、とある権利能力なき社団代表から人づてにおしえていただいたのが遅くとも126号川口市監査請求受理日ごろであり、しかもそれ自体は伝聞証拠です。よって現時点では財務会計行為についても直近1年には限定されない。)

0.0 無権限での下記1.0、1.1、1.2、1.3を前提とする川口商工会議所職域接種実施費用のコロナ地方創生臨時交付金事業への充当とコロナ地方創生臨時交付金申請受領

(正当理由2:令和5年7月3日山形県衛生研究所回答により、全国の公的機関で、厚生労働省、国立感染症研究所からの通知に基づき新型コロナウイルスは存在するとの前提のもとで、業務が実施されており、存在することが前提とされている病原体に対するワクチン接種実施がおこなわれていることを監査請求人が認識したのが、遅くとも77号監査請求書受理日ごろである。存在することが前提とされている病原体に対するワクチン接種実施がおこなわれていることが報道周知されることが、自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したので永遠に期待で

きない。)

1.0 存在することが前提とされている？法定病原体との関連作業が行われていない高齢者PCR検査施設PCR事業抗原検査補助金支給後、無効な発生届を受理し、中核市として厚生労働大臣に報告した市長による高齢者検査施設PCR事業抗原検査補助金不当利得返還請求権(民法703条)不行使 and 職域接種者への配布周知含む「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」最大2 page 部分を掲載した広報がわぐち印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

1.1 無権限での、職域接種者含む次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行(5類移行前)

川口市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター050-3460-9567で接種券送付周知済み確認 甲1 file / 01/ 1a.png

1.2 無権限での、職域接種者含む接種実施のための接種会場の設営と運営費支払債務履行(6類移行前)

1.3 無権代理(民法113条1項)による川口市丙と接種実施医療機関丁を契約当事者とする無権限での、職域接種者含む受託契約と委託先への委託料支払債務履行 and 知事・日本医師会への損害賠償請求不作為、乙0 file / 01/ otsu0a.pdf otsu0b.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860717.pdf>

(注釈:1Aロb部分で述べたように、オミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない、上記ひな型オミクロン株対応接種券は存在するのでそのこと自体が違法性の要件を充足する。また、そもそも監査請求書最終pageどのような措置を請求するのか？3部分で記載したように、この契約書では特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通達文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に到着し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))に使用できる根拠となっていない。SARS-CoV-2も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである)

1.4 地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受



託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性違法性審査を行わない53号監査委員に対する損害賠償請求不作為

02 その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(ド)(レ)(ミ)について地方自治法第2条14違反

(行政行為(ド)(レ)(ミ)すべてが明白性・重大性の要件充足する現態であるので、当然無効により不当利得返還請求権(民法703条)の要件について「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足する。)

適法な行政行為(法律行為と事実行為)であるためには法令上の要件と公益に合致していなければならない<ア><イ><ウ><エ>

(ド)(レ)(ミ)行政行為の目的物SARS-CoV-2ワクチンとは下記である

① 令和3年2月14日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和2年12月18日)特例承認

② 令和3年5月21日 ウイルスベクターワクチン(販売名:バキセゼブリア筋注、一般名:コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和3年2月5日)特例承認

③ 令和3年5月21日 mRNAワクチン(販売名:COMO19ワクチンモデルナ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武田薬品工業株式会社、申請年月日:令和3年3月5日)特例承認

④ 前記①に追加して令和4年1月21日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ筋注5~11歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請年月日:令和3年11月10日)特例承認

⑤ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:コミナティRTU筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4

年8月8日)特例承認

⑥ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:スパイクバックス筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名:モデルナ・ジャパン社、申請年月日:令和4年8月10日)特例承認

⑦ 前記①及び④に追加して令和4年10月5日 mRNAワクチン(販売名:コミナティRTU筋注6か月~4歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4年7月14日)特例承認

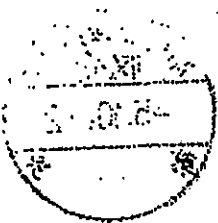
(ド)委託契約について

<ア>その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

川口市丙の代理人埼玉県知事と埼玉県知事の代理人全国知事会甲は、特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))に対して使用するための契約権限を与えられていない。SARS-CoV-2も南アフリカ起源オミクロン株も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである。この点無権代理人による契約となっており(民法113条1項)委託契約は重大性明白性の要件充足し違法無効である。

代理契約の当事者相手方である日本医師会乙も無権代理行為を行っている。契約当事者本人である川口市丙は、厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の文書を保有していないので(証拠乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(健感発0210-5号)で定義された法定病原体との同定作業が不可能なので、無権代理契約無効不可能である(民法113条1項)。

主体に關して、委託契約代理人である知事と本人川口市はそれぞれの所属自治体担当者が別法156条158条處份公文書作成行使等罪もしくは東横法66条



3

4

68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており、違法性阻却事由が存在することが推定されるので(論点1Bロ 12f3)、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について違法性は推定されない。<イ><ウ><エ>の要件について違法性の立証責任は市長とワグテン接収室長側にある

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ公益に合致していること(内容的要件)

a 委託契約目的物の属性に関し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法68条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為(法律行為)が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

下記厚労省先行行為(ミ)が重大性明白性の要件を充足する程度であるので違法無効となる。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

<エ>その行政行為(法律行為)が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)。

全国統一の様式 3-4-5 契約書というひながたの内容に沿っているものの<ア>

><イ><ウ>の要件を充足していないので、無意味である

<イ> 先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

委託契約を根拠とする委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの後行行為も、先行行為(ド)委託契約が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

委託契約を条件とする接収券送付のための印刷代金郵送代金支払支出命令などの後行行為も、先行行為(ド)委託契約が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

5

6

《1》コロナワクチン接種実施について

市町村によるコロナワクチン接種実施の法的性質は市民との関係において、接種は強制ではないと主張されながらも下記abcの理由で憲法表示を要素とする法律行為的行政行為「命令的行為」と解釈する。しかし必ずしも命令的行為と想定できない事例は、事実行為・その他、と解釈する

a 旅行支援などワクチン接種推進に対する差別的な取扱いをするさまざまな憲法14条違反の政策が施行されていた

<https://www.sakurajima.or.jp/proclamation/001042.html>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 45pageなどは、憲法29条財産権を間接的に侵害しており憲法14条違反である

https://www.chiesou.go.jp/fukukin/pdf/20220428_youkou.pdf

b 作による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロ11 12 13)・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ 2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)により署名が提供されている

c 治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないがホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ 2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないために、特例承認書類の隠蔽されていた不明成分については強制と同義である

＜ア＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

(1)

a.《1》＜ア＞で述べたように委託契約が代理権限のない無権代理人による契約であり、本人川口市丙による追認不可能なので、川口市は実施権限なし。実施権限ないので、支払支出命令権限なし

b.《3》処分行為が重大性明白性の要件充足するので、川口市は実施権限なし。実施権限ないので、支払支出命令権限なし

(2) 川口市自身の実施権限について

川口市は法定病原体(健康法0210-5号)に対するワクチン接種実施のみに対して実施権限が付与されており、SARS-CoV-2ワクチン接種に関する実施権限なし。支払支出命令権限なし。同定作業も行われていない Z37参照

特例承認は予防接種法2条違反で無効(重大・明白な瑕疵であるので公定力なし)であるが(論点1Aイ)、ファイザーに関してはBNT162b2(プロトコルC4591001 プロセス2)バイアルが使われていたならば、特例承認を受けたのはBNT162b2(プロトコルC4591001プロセス1)であり、BNT162b2(プロトコルC4591001 プロセス2)を目的物とする実施権限はない(論点1Cイ6 c)。治験でプロセス2で作られた投与量が投与されたのは約250人だけあり、これら250人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公表されておらず、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙16から乙29)にも公表されていなければプロセス1との類似性を確認できないからである

「地方公共団体の長は財務会計行為を行うにあたりその原因となっている自己の権限に属する非財務会計行為に違法事由が存在するか否かを調査しなければならない」という理由に属する原因行為に違法事由があるにもかかわらず、それに対する是正措置をとらずに財務会計行為に及んだ場合には当該財務会計行為は財務会計法上の義務である誠実執行義務に違反し違法である」大阪地判平成19年5月22日

実施権限ないので、支払支出命令権限なし

主体に関して、川口市は、担当者が刑法158条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは憲法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在することが推定されるので(論点1Bロ12)、クリーンハンスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性は推定

7

8

されない

川口市はワクチン接種推進室長・市長が訴訟法239項2項違反を継続しており、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない。川口市は監査委員が訴訟法239項2項違反を継続しており、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない

<イ><ウ><エ>の要件について適法性の立証責任は市長とワクチン接種室長にある

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

a 実施目的物の属性に関し 随点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法88条88条違反・薬機法第88条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 随点 1C 1E

医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・憲法13条21条25条31条32 条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

手続的要件については実施の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/001025483.pdf> にしたがっていることと推察されるが下記厚労省先行行為《a》が重大性明白性の要件を充足する瑕疵であるので違法無効となり、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 西9 file / 02/ syoukei.pdf)

a 実施の手引き 説明義務について 102 page

安全性有効性の判断権者は厚労省であったとしても安全性有効性の説明義務は使用者その他としての実施主体の市町村にある。厚労省による、安全性・有効性の判断は、随点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。4歳以下含む川口市民へのワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。

また、HERSYSのdata詐欺事件で未記入未接種に計上していた点が発覚後、新型コロナウイルス感染者の人数届け出が見直されたのに伴って、厚労省は2022年8月22～28日以降の分から接種歴別dataのADB資料公表をしていますが、この点利益相反のない第三者による検証が不可能となり、安全性・有効性に関する説明義務履行が後発的不能となっている。

なにより随点2A口部分で不作為による無回答を明示したように、川口市長とワクチン接種室長が不作為により各法令違反などや随点1B口(1)についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期間継続している点が、原始的不能・後発的不能の客観的事実と推定される(民法159条1項)

市長・ワクチン接種室長は53号監査結果11pageで「安全性有効性の判断権者は厚労省」と125号監査結果と同じ主張を繰り返すのみである。監査請求人は別個の独立した手続ではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、など述べながら否認も抗弁も提出しなければ、実施主体説明義務の原始的不能・後発的不能に関する規制自由が成立し(民法159条1項)、事実上、住民訴訟で規制自由の証拠としての提出がなされるであろう

b 実施の手引き 文書による同意 92 page

医師による治療行為は、一般的に「傷害罪」の構成要件にあたるが、患者の「同意」の存在は違法性阻却事由に該当する。

監査請求人は126号監査請求結果で受領した「接種者が同意している」という主張に対して、同意の有効性に関する反論を主張していたが、53号監査請求

9

10

結果で通知された「希望確認」は同意の有効性に関する否認にも抗弁にもあたらない。監査請求は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種推進長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ裁判官が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で裁判官の証拠としての提出がなされるであろう

(0) 予診票

予診票に記載されている「接種希望します」は民法的な意思表示送達文書であり、不利益事項に同意をまったくしていない。少なくとも日本国刑法典内で規定されている「同意」にあたらない

予診票に記載されている「予防接種健康被害救済制度」説明義務については、存在することが前提とされている。法定病原体に対するワクチン健康被害救済についての説明義務であり、SARS-CoV-2ワクチンに関する支給権限が自治体でないことの説明をしていない

(1) 同意の有効性

同意の対象は、結果を含む構成要件該当事実であり、特にその結果について同意していることが必要とされるので、障害未遂(暴行)・傷害までしか同意していないところ、致死傷の結果についてまでは同意していないので同意は無効である。

この点、「接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」by 分科会担当者「きわめてまれな副作用」by 厚生省担当者「一部の良解から」by 監査委員 などという個人の主観的な感想はまったく周知されるべきではない。利益相反問題が解決していないからである。単純に、証拠乙11・丙05のような、生dataを提示して、それでも同意書に署名をした場合は致死傷の結果についてまで同意している、ということである。乙11・丙05のような生dataの提示もなく、接種希望書は同意書ではないので、致死傷の結果についてまでは同意していない

(2) 同意に瑕疵がある場合

作為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロ11 f2 f3)・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー・2023年5月2日まで、モデルナ・2022年10月27日まで治験 by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載が

ない)による錯誤に基づく同意は、差起される結果の法益侵害性やその法的評価に影響を与えるような事実について誤認に陥っていた場合、同意の法的行為が否定される。

(a)とくに(イ)(ロ)(ニ)行政行為について、権限のない行政庁により、明白性・重大性の要件を充足する違法無効な行政行為が行われている点は「法的評価に影響を与えるような事実」にあたるので同意は無効である

(b)証拠乙11(令和3年7月18日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書第0716第12号参照)について、存在することが前提とされているから、厚生省は法定病原体に関する資料を保有していないと推察する。あるいは厚生省は法定病原体に関する資料を保有していないから存在することが前提とされているのであろうか?

存在することが前提とされている? 法定病原体に対するワクチンが接種されていないことの説明がないので、同意は無効である。

(c) 南アでファイザーと政府の契約書が裁判所の命令で公開された。日本の供給契約にワクチンの効果は不明・有害事象は不明・長期的副作用は不明と記載されている可能性について告知されていないので同意は無効である

(3) 実施権限なき主体に対する同意

そもそも実施権限のない実施主体に同意受領能力なし

弱体化されているノリバックス除く川口市民すべての接種者の同意は、複層的に自衛行為を望んでいたような例外を除き無効である

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー・2023年5月2日まで、モデルナ・2022年10月27日まで by

11

12

https://clinicaltrials.gov/ }である旨の記載がない(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判決 判例時報1733号)

<オ>実施に関する委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの後行行為も、先行行為(イ)が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukel2.pdf

実施に関する接奨券送付のための印取代金郵送料金支払支出命令などの後行行為も、先行行為(イ)行政行為が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukel2.pdf

《三》前提としての厚労省から市町村である川口市に対する後援実施するための通知(処分行為もしくはその他)

国が川口市に対し、コロナワクチンを供給し、対象年齢の接種を行うよう、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知することは法所定の処分行為(その他法律行為)に該当する。

<ア>その行政行為が後援ある行政の行為であること(主体的要件)

今まで行われてきたHERSYS発生届は感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いてすべて無効であるので、予防接種法附則抄第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があると認めるときはに該当しない。厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の文書を保有していないので(乙37 値0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(健感発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生届が後発的に有効となることもない。よって予防接種法附則抄第7条要件非充足である。

つまり、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知する権限がない

主体に關して、厚労省は担当者が刑法156条158条違偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので(論点1Bイ)、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

a 目的物の属性に關し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

13

14

権限なき主体による予防接種法(昭和23年法律第66号)第28条の規定により第一号法定受託事務の通知

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

権限なき主体による通達文書として処分行為が行われている

<オ>先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

委託料支払い債務履行のための支配支出命令などの後行行為も、先行行為(ミ)行政行為が違法無効なので、違法性を承継する。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

接収券送付のための印刷代金郵送代金支配支出命令などの後行行為も、先行行為(ミ)行政行為が違法無効なので、違法性を承継する。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙8 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(D)(シ)の法的責任 <カ><キ><ク>

<カ>刑事的責任

a1 存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業が行われていないPCR検査抗原検査補助金事業に支出をし、

a2 病名らのない届出要件を欠いた発生届を受理し、中核市として市長が厚生労働大臣に報告する行為は虚偽公文書作成等罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。その作業への物的資源・人的資源投入のための支払い債務の履行は虚偽公文書作成等罪の補助罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。

全国の公的機関で法定病原体との同定作業が行われていない点は、山形地裁に係属している「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」(原告氏に対する山形県衛生研究所による令和5年7月3日の回答が象徴的である。「当所では、国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき「新型コロナウイルスは存在する」との前提のもとで、業務を実施しています。」この場合の新型コロナウイルスがSARS-CoV-2なのか? 僅感染0210-5号で記載された法定病原体なのか? は不明であるが、

また山形地裁に係属している「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」(原告氏が2022年6月21日山形県知事に提出された山形県衛生研究所に対する行政手続法第36条の3に基づく「処分等の求め」の申し出書と2022年6月20日厚労省に提出された感染研に対する行政手続法第38条の3に基づく「処分等の求め」の申し出書記載のように分譲増設試験の対照実験を

させる処分の申出をしても対照実験が行われていない。

(健康発0210-5号)で定義された法定病原体との同定作業がおこなわれず、「国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき「新型コロナウイルスは存在する」との前提のもとで、業務を実施している理由が推察できる。ドイツ連邦最高裁判所(BGH)が2016年2月16日のシュトゥットガルト高等地方裁判所(OLG)による勝訴判決取消裁判例を証拠提出します。判決理由のところで対照実験が行われていなかったことを記述しています。対照実験が行われていなければ自然発生virus不存在と事実認定されるのである。

72. 6% (62/121) 63. 45. 6%

なお感染症研究部調査課調整係の小林亮太郎氏は2022年7月19日付け発行文書で、「Although our study does not fulfill Koch's postulates」とコッホの4原則を満たしていない主旨の論文を引用しコッホの4原則を満たしたと回答した。

コッホの4原則を満たしていない主旨論文

a3 広報紙配布とwebsite掲載運営は自治事務にあたり行政行為(ウ)に該当した事実行為であり、薬機法66条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使等罪 (対象は接収者と未接収者)

論点18口 f2)部分参照

広報紙配布とwebsite掲載運営に関する支払支出命令その他財務会計行為の行使は刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪 のほう助罪(刑法62条)の構成要件に該当することが推定され、違法性阻却事由不存在が推定される。

厚労省・地方自治体など規制当局自身による薬機法66条68条違反の事実行為

に關し、その実行行為である表記を維持するためのwebsite維持費用支払いに関する刑事事件立件での過去類似判例はない

なお、民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば市長など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察官の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為終了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察官の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の趣旨を没却する。構成要件の故意の存在は推定される。

b 行政行為(D)について殺人予備罪 刑法201条199条 (対象は接収者のみ)

重大性明白性の要件充足する行政行為(D)において、権限なき主体による違法無効な委託契約により、権限なき主体が目的物SARS-CoV-2ワクチンを入手配し、委託先Dへの委託料支払い債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為をおこなうことは殺人予備罪の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在が推定される。現状、刑事告発状が受理されないため、殺人予備罪刑事責任については 前回126号監査請求書 不当性の要件 (論点28口)で述べた。

digital dataだけでワクチンが組成されたのも歴史上はじめてのことですが、福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件の国内第1号民事訴訟(丙08)では、共同不法行為に關し刑事事件としては殺人罪を主張している。豪州では人類史上最大の医療事故、と報道されており(ゲストは自ら2回接種済みで、ワクチン接種後のお父様を亡くされた

)、UKではICC国際刑事裁判所に前ジョンソン首相などの人選に対する限定的刑事告発状(受理番号OTP-CR-473/21)が提出された。SNS上では過去適用されたことのない外観誣惑罪・内乱罪の第1号成立可能性について議論されている。厚労省の認可承認薬剤がらみの薬害エイズ事件私立大学教授に対する刑事事件立件での無罪判決は確定しておらず、確定判決に対する一事不再理効ははたらいていなかった。類似過去判例はない。(薬害エイズ事件厚生省ルートと製薬会社ルートは類似性に欠ける)

民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば知事など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察官の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為終了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察官の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の趣旨を没却する

17

18

構成要件の故意(ノミックスのぞく)毒化されていないSARS-CoV-2ワクチン(手配)の存在は推定される。

○ 行政行為(し)について障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪 刑法204条208条 (対象は接種者のみ)

重大性明白性の要件充足する違法無効な行政行為(し)において、

権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる接種会場の設置と運営費支払債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為は、たとえ有資格者医師として接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の共同正犯行為、または傷害の補助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される

権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる接種会場へ被害者を集合させる接種券送付行為と接種券印刷郵送支払債務の履行と支払支出命令その他付随財務会計行為はたとえ有資格者医師として接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の補助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される

行政行為(ト)＜ウ＞部分で述べたように弱毒化されているノミックス除く川口市民すべての接種者の同意は、積極的に自衛行為を望んでいたような例外を除き無効であるので、最低限の法益侵害行為として、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪を構成する

(1)構成要件該当性

安全性及び有効性が証明されていないSARS-CoV-2ワクチンを川口市民に接種させようとする行為は、それによって傷害の結果を招くことが起こりうることを認識して、これが起こってもよいと認容して接種を実行させたことになるので、傷害の未遂の故意による傷害罪の実行行為をなしたものであり、それにより一部の接種者を死傷に至らしめ、あるいは傷害未遂罪として、接種者全員に対して致傷に至る危険な状態に陥れたのであるから、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害の構成要件に該当することが推定される

(2)違法性阻却事由不存在

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接

種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は違法性阻却事由にあたらない。(行政行為(ニ)＜ア＞参照) 仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、随分1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者接種者の同意は無効である(行政行為(シ)＜ウ＞参照)

違法性阻却事由不存在であることが推定される

(3)期待可能性

権限なき主体として予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(ト)(シ)(ニ)すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長とワクチン接種室長、その他保健部職員担当者は刑事訴訟法239条2項公務員の告発職務に基づき告発をして、違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、覆閣訴訟提起するなど違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の違法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される。市長は53号監査請求結果において、期待可能性存在に関する否認も抗弁も提出していない。監査請求は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ疑念が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で疑念の証明としての提出がなされるであろう

19

20

21

を没却する

◀牛▶民事的責任

a3 広報紙印刷配布とweb911e掲載運営は自治事務にあたり行政行為(ト)
 (シ)に関連した事実行為であり憲法66条58条違反・刑法156条偽公文書
 作成行使罪に関する民事的責任(国家賠償請求(国家賠償法1条1項))における
 国家賠償債務と法定利息支払債務(対象は権限者と未権限者)

(X)未接種者について

朱接獲者は接獲者のように被害者未遂(暴行)、傷害、同意傷害罪もしくは未遂上遺失傷害罪における有勢力の身体を被害に受けていないので、ここに身体的損害が生じていると認めず、佐田氏の訴えは認容されずであるが、86号監査請求で述べた厚生省も認めているシェディングエクソソームの被害を軽減しない健康体の方には想像もつかないようなので、ここでは監査請求人の個人の体感に記載してみます。

(a) 身体的損害

ワクチン接種の3回目が始まった直後の2021年12月から2022年6月あたりまで、川口市内住宅街や川口駅西川口駅東駅間々々駅付近では1日の救急車の稼働数が2倍に達することが多かった。ちょうど2021年12月同月の稼働が4回目を接種したことから、閉居部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない監査請求人のすべ部分に見えたこともない皮膚病症状が出た。その症状は1日の救急車の稼働数に比例して悪化していたが、4回目以降は3回目までより接種者が少なく、商店の稼働も厚労省のdata詐欺事件(偽点14)から安全有効性に関する説明書義務履行の強制的不能を認識し、4回目以降を接種していないので、ちょうど2022年7月あたりまでで自然治癒した。2022年6月18日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信を監査請求人に返されたが、65歳以上の高齢者である被験者2名はすべてのHERSYS発生者が無効であり重症化予防効果も目的になどの記載に虚偽があるとの主張はしていない。この虚偽は、次の(小丸)経済的価値の直

22

市長・ワクデン接収市長は53号監査結果11pageで「安全有効性の判断基準は「厚労省」1と2号監査結果と同じ主張を繰り返すのみである。監査請求人は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクデン接収市長が、監査請求人に対し自認した主張をいまい、など述べたにもかかわらず否認も抗弁も提出しなければ、突如主張説明義務の原始的な側面・決定的不能に陥る事象自白が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で強制自白の証拠として提出がなされるであろう。

digital dataだけでフクセンが組成されたのも歴史上はじめてのことですが、福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件の国内第1号民事訴訟(0808)では、共同不法行為に關し刑事事件としては殺人罪を主張している。京州では人権史上最大の法廷闘争と報道されており、UKではICC国際刑事裁判所に前ジョージン首相などの人道に対する罪で起訴告発状(受理番号OTP-CR-473-21)が提出された。原告省の認可承認裁判がらみの業書イブ事件私立大学教授に対する刑事事件立件での無罪判決は確定しており、確定判決に対する一事不再理効ははたらいっていなかった。原告省の認可承認裁判がらみの刑事事件で過去類似判例はない。(業書イブ事件厚生省ルートと製薬会社ルートは類似性に欠ける)。

民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であるが知事などの担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察委員の主観的要件に関する判断は客観的要件成否に違法性に
関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期
間起算点は行政終了時1年と短いので、客観的要件に違法性に依拠しない司法
警察委員の主観的要件に関する判断をおくのは住民監査請求制度の趣旨

接被害のところで述べます

(b)経済的被害

(i)直接被害

開削部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない監査請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。医薬品の加害者のところでマッチポンプ医療のお布施を提供するのは無意味なので、監査請求人の皮膚症状に対する対応療法ではなく、原因療法としてグルタチオンとビタミンDのサプリメントを3回接種者である同居の親族に定期的に飲用させた。サプリメント代金は監査請求人が負担した。

ときどき監査請求人の自宅に無料滞在する、同居していない3回接種者の親族に、見たこともない皮膚病症状が出たすね部分の写真をmail送信して、2022年4月は東京都内の品川プリンスホテルに運泊してもらった。このホテル滞在費用は直接被害にあたる

(ii)間接被害

「重症化予防効果を目的に」などの虚偽の記載を信用した高齢者が接種をやめないので、国民1人あたり60万円の負担となっている。納税者の財産権(憲法29条)を間接的に侵害している。直接被害よりはるかに大きい。

(c)精神的被害

未接種者の精神的被害に関して、実施主体の市町村ではなく県知事相手の国家賠償請求訴訟として例えば千葉地裁令和5年(ワ)第261号が係属している。

争点は

①厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(健感発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生届がすべて無効であること。

②厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の文書を保有していないので無意味なPCR検査により、法定された病原体との同定作業が全くおこなわれていないこと。

となっている

(v)接種者について

現状 身体に対する有形力の行使に関する刑事告訴状や告訴状が受理されない。 (a)身体的被害 (b)経済的被害 (c)精神的被害に関して

薬価法66条68条違反・刑法156条虚偽公文書作成行使罪での被害届を、司法警察員に提出する計画である。

c 行政行為(し)について、被害未遂(暴行)・被害・同意被害罪もしくは業務上過失傷害罪に関する民事的責任(国家賠償請求(国家賠償法1条1項))における国家賠償債務と法定利息支払債務(対象は接種者のみ)

ワクチン製造業者が判決により賠償を命じられる場合に備え、ワクチン製造業者に対して国が補填する契約を締結することができる(法附則第8条)が、一時金など損害賠償が不届である場合は、実施主体である市町村またはワクチン製造業者を民事訴訟で訴えることになる。身体的被害・精神的被害につき不法行為(国家賠償法1条1項)を構成する。

厚生労働省医薬食品局「医薬品・医療機器等安全性情報」273号によると2009年新型インフルエンザの副反応死亡例133件も、接種との関連認められないとされていた。因果関係の定義は各法により異なってくるものの、ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種副反応救済制度(随時非公開)の「死亡」申請数945件内269件を除き2件であり、副反応検討部会と疾病障害審査会の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっており、さらに国賠訴訟では厚労省は再度因果関係を争うであろう。

(a)身体的被害

(1)不法行為

27

24

<v>c(1)構成要件該当性 参照

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、接種室長により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を接種室長により行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為(三) <ア>参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する論議があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚生省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で及ぼしたように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の同意は無効である(行政行為(三) <ウ>参照)

(3)因果関係

証明妨害について

まさしく、実施主体川口市の、不利益事項の不告知という不作為により身体的損害について因果関係の立証が困難な状況が招来された。治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないが、ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がなかったために、特例承認書類が黒塗り文書だらけで、因果関係立証が困難な

状況が招来される点について接種者は認識できなかった(論点1Cイ)

この点、証明妨害の理諭(東京高裁平成30年1月30日判決 判例時報1381号49頁以下)により、因果関係についての立証責任は、因果関係不存在についての立証責任が、実施主体川口市側にある。

(4)主観的要件

作為による欺罔行為(論点1B口f1 f2)ほかの当事者主体による作為による欺罔行為(論点1Bイ・論点1B口f3)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1Cイロ)で詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中である旨の記載がないがあるので、主観的要件充足が推定される。とくに126号監査請求受理日以降は、説明義務履行が「原始的不能・恒続的不能」になっていることと認識・認容しながら説明義務履行の原始的不能・恒続的不能についてホームページ・接種券・同意していない接種希望書で周知していないので、故意が認められる。

(c)精神的損害

ご遺族の慰謝料請求権などに対する国家賠償債務と法定利息

参考資料1: 身体的損害に関する国家賠償請求訴訟第1号の訴状 西08

参考資料2:

掛谷英紀氏によると、今回と同じようにWHOがからんでいた2009年のインフルエンザ流行の件(86号監査請求口頭陳述資料提出)でも海外の学会で研究所流出口説が最も有力になっている、とのことである。

2023年5月22日EU基金で開かれた第三回国際covidサミットを終えたpress conferenceで、ブラフ・ラクシツ議員発言「世界保健機関(WHO)は、その被害と広めた嘘から、テロ組織として認定されるべきです。今日、WHOと契約するよりも、コロンビアの麻

薬カルテルと契約する方が安全だろう。」後ろで笑っているのはSindic議員

日本語

5月2日から三日間ブリュッセル欧州議会での国際covid-サミットwebsite

<https://www.internationalcovidsummit.com/>

European Parliament - International COVID Summitすべての動画 list

●デビッド・マーティン博士は、「新型コロナウイルス開発の1985年からの驚愕の歴史」で遺伝子のライセンスや特許を許可することのリスクと、機能研究の利得を進めることについて警告を発しました。SARS 1は、ノースカロライナ大学バリック教授が開発した「感染性複製欠陥」新型コロナウイルスの出現が計画された出来事であることを示す説得力のある証拠を提供してくれた。その証拠には次のようなものがある。2014年の秋に、ノースカロライナ大学チャペルヒル校の生物兵器研究所が機能強化研究の一時停止命令の免除を受けたこと。2016年には、米国科学アカデミー紀要で「SARSコロナウイルスは2016年に人類に出現する準備ができていた」と述べた論文が既に掲載されていたこと特に、2018年4月、つまり新型コロナウイルスの勃発する数カ月前にモデルナ社は特許を4回改訂し、「偶発的または意図的な呼吸器系病原体の放出」をワク

デン製造の理由として挙げた

●パンデミックデータ&アナリティクス(以下、パンダ)のニック・ハドソン氏は、過去3年間、世界の議論や報道を支配してきた誤ったシナリオについて議論しました。

●Ciro Isidoro博士は、コビットは新しい病気ではなく、昔からある病気であることを示し、検死を行わなければ死因を特定できないことを強調した。

●Giovanni Meledandi博士は、コロナウイルスの進化について述べ、病気が軽くなり、ワクチン耐性の変異体が選択されるというパターンを示した。

●Stramezzi博士は、イタリアでの早期対応の重要性を強調し、最も重要なことは、2020年6月にコビッドが治療可能な病気であることが知られたことである。

●Luis Fouché博士は、義務化と早期治療の効果について説明しました。特にマスクと関連データに焦点を当てた。

●Philippe Brouqui教授は、コビッドを治療するためにヒドロキシクロキンを使用することについて分析を行いました。

●Pierre Kory博士は、イベルメクチンについて、また、このコビットの時代を通じて、製薬業界と学術出版業界の事業全体がいかに危ういものであったかについて、詳しく述べられた。

●ジェイソン・クリストフは、メディアと情報技術がいかに武器化され、私たちにに対して展開されてきたかについて講演しました。彼は、犯罪が行われ、心理学と心理技術(「ナッジ」技術を含む)が一般市民に対して武器化されたと結論づけた。

●ハーヴェイ・リッシュ博士は、「ワクチン」の有効性に関するデータ操作の問題点を例に挙げました。

●バイロン・ブライドル博士

●フランチェスカ・ボナート欧州議会議員(イタリア)は、午前中のセッションを総括し、真実、民主主義、自由の重要性について述べました。

27

28

● 欧州議会議員 Mislav Kolakusic (クロアチア) は、パンデミックを定義すべきは世界保健機関ではなく、医師であるという明確な発言をしました。

● クリスティン・アンダーソン議員 (ドイツ) は、EU のコヴィッド委員会の報告書は、今回の流行を通じて私たちが通過したあらゆる壁を、常態として繰り返していることを強調しました。

● ギゼット・トリット博士

● ナタリア・ブレゴ博士

● Giovanni Frajese 教授

● エマニュエル・ダルレス

● Alejandro Diaz Villalobos は、メキシコでの不始末がもたらす小児への影響について話しました。

● Kirk Milhoan 博士 (米国) は、COVID「ワクチン」に関連する心臓病、これらの「ワクチン」の小児集団への不必要な展開、それに関連する過剰な死亡率や罹患率について明確に説明しました。

● Rosanna Chifari 博士は、「ワクチン」の胎児への影響、スパイクが脳のミクログリアを活性化させること、またその CNS への影響について述べました。

● アルネ・ベルクハルト博士は、75 件の一連の剖検で観察された心臓と肺の損傷について講演しました。博士は Twitter のスレッドで、ベルクハルト博士の指摘をいくつか取り上げています。* 昨日 (2023 年 8 月 3 日)、EU 議会で開催された国際 COVID サミット III で病理学者 アルネ・ベルクハルト教授 (ドイツ) による重要なプレゼンテーション "と書き始めています。

● ライアン・コール博士は、COVID「ワクチン」のがんへの影響について話しました。

● Vincent Pavan は、フランスにおける全死因死亡率に関するデータについて話しました。

● Theo Schettlers 博士は、ワクチンの配給と高齢者の全死因死亡率超過の波との相関を示しました。

● ジェシカ・ローズ博士は、VAERS データベースで報告された副作用の要約を発表しました。Rose 博士の 10 分間のプレゼンテーションは、Rumble HERE で見ることができ、彼女はプレゼンテーションのスライドを彼女の Substack HERE で共有しています。

● Meryl Nass 博士と Katarina Lindley 博士は、国際保健規則の改正について警告しました。

● ロバート・マローン博士は、この日のハイライトをまとめ、サミットを締めくくりました。

今回の人災/パンデミック中に 60 国以下のファシズム国家となり下がった豪州でもとうとう、身体的損害に関し 500 人による集団訴訟が TGA、保健・高齢者医療省長官のブレンダン・マーフィー博士、健康製品規制グループの副委員長ジョン・スクリット教授に対し提起された。それでも日本に次ぐブービー賞である。日本では NHK がワクチン死亡者をコロナ死亡者と報道して、NHK 理事が放送法違反について国会で検閲している?? ようなので、死人に口なしの状況となっている。世界報道自由度ランキングが後進国並みに異常に低いので、掛谷英紀氏のおっしゃる通り最低 18 か月程度のタイムラグがあるとすると日本でも数百人単位で集団訴訟が起きてくるのは 2024 年以降になるのだろうか?

身体的損害に関する国家賠償請求訴訟国内第 1 号の訴状 阿 081 によると、共同不法行為の被告は国と製薬会社ファイザーと実施主体である市町村である。訴状は相続人 2 分の 1 の分割償還であるので、仮に似たようなケースで川口市に対する相続人全員での請求となった場合訴額は 2609 万 2064 と法定利息となり、国と製薬会社ファイザー、実施主体である川口市での案分額の負担と仮定すると、死亡事例 1 名で川口市に対する数百万の請求となる。実施主体の川口市が仮に勝訴しても弁護士費用は納税者から見たら損失である。

乙 11 の証拠が示したように 90 日以内短期死亡率は数 % であり、運動性の毒となっているが、「死人に口なし」の状況について、被害された犠牲者の方がたには、この場を借りて欧州議会議員 Anderson 氏のことをおくりします。

「EU 世界健康戦略をひとことと言えば、それは納税者からの数十億ドルを大

29

30

手製菓会社に強制的に供給し、無効で有害さらには致命的な製品を作らせるものだ。そして致命的な製剤によって引き起こされた損害の賠償コストを納税者に転嫁する。委員会の会長は公演の最中に自分の夫の金儲けを手助けする。政府の権利をWHOに移行することによって民主国家の根幹である市民の権利をうばう。そしてこの一切を国民の福祉向上のためだと大義名分を唱える。異なる見解を持つ人々を談話中傷し侮辱し嘲笑し排除する。このすべてが健康と無関係だ。これ(WHO/パンデミック条約)はヨーロッパの主権を国民から国民の統治権を奪おうとする計画なのだ。過去3年間を見れば明らかだ。EU,WHO,大型製菓企業の公共衛生事業の関心は兵器産業の世界平和に対する関心と同じだ。つまり全く関心ない、ということだ。」

日本語訳

参考資料3:

McCullough博士は2023年9月13日、欧州連合(EU)議会の世界保健機関(WHO)とパンデミック対策に関するセッションでスピーチを行った。4人の非医士と5人の科学者がプレゼンテーションを行った。McCullough博士のスピーチは、3つの主要コンセプトを中心に構成された:すべての新型コロナウイルス注射の完全中止を呼びかけ、人間の使用には安全ではないと警告された。

<ク>行政責任

(X)川口市に対する、担当職員<さ><し><す><せ>の責任

損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権行使を怠る事実の違法性の要件につ

いて発生損益とは別に不作為の違法が必要である。債権については原則として地方公共団体の長に行使不行使についての裁量はない。 最二小平成16年4月23日 京都地判昭和81年4月10日

金銭債権については特段の事情ない限り当該債権の請求を怠る事実が違法である。不当利得返還請求権(民法703条)の要件について、行政行為(イ)(ロ)(ハ)すべてが明白性・重大性の要件充足する現況であるので、当然無効により法律上の原因なく(民法703条)の要件を充足する。

<さ>行為主体の責任

行為主体は無限な主体として下記a1a2a3b支出を川口市の公金から支出させ川口市に同様の損害を与えもしくは同様の不当に利益させたものであるから川口市に対する損害賠償義務もしくは不当利得返還請求権行使不作為による損害賠償義務がある。

川口商工会議所環境整備実施費用のコロナ地方創生臨時交付金事業への充当とコロナ地方創生臨時交付金申請受領については、国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、無限な主体が最終補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の累積と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

a1

(a)無限な主体である市長による、存在することが前提とされている?法定病原体との同意作業が行われていないPCR検査抗原検査補助金申請書受理給付作業に対する固定費投入損害賠償義務(民法709条)と不当利得返還請求権行使不作為による損害賠償義務(民法709条)

(b)市長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ)論点18 p12 (4) (a) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在することが前提とされている?法定病原体との同意作業が行われていないことの認識

(ロ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている?法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている?法定病原体との同意不能の認識

31

32

(は)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

a2

保健所長と中核市市長による<カ>刑事的責任a2 虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定されるHERSYS発生届受理報告作家に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務(民法719条)

市長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ)論点1B ロ 2 (4) (あ) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていないことの認識

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識

(は)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

a3

ワクチン接種室長・広報室長による<カ>刑事的責任a3 薬機法66条68条違反もしくは刑法156条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される広報誌掲載印刷費用と固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務(民法719条)

ワクチン接種室長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ)論点1B ロ 2 (4) (あ) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月から存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていないことの認識

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識

後

(は)126号監査請求書受理日相当期間経過後は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら実施主体として実施継続

b

権限なき主体である知事・日本医師会と市長による、<カ>刑事的責任 b 殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される、目的物手配のための委託契約締結・委託契約無効確認不作為・委託料支払いに関する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入不法行為損害賠償義務(民法709条)と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法709条)

故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)

(イ)論点1B ロ 2 (4) (あ) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから法定病原体との同定作業が行われていないことの認識により無権代理人による委託契約締結の認識

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識しながら無権代理人による委託契約締結を認識

(は)論点1B ロ 2 (4) (イ) (a) で述べたように、FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に某客エイズ裁判の原告である川田雅平参議院議員議員が厚生労働委員会が言及される前に乙11も添付文書として受理し文書の内容を認識

(ニ)論点1Dイ で述べたように、126号監査請求書受理日相当期間経過後よりフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いておらず増殖化されていない点の認識

(ホ)126号監査請求書受理日相当期間経過後は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら実施主体として実施継続

c

37

38

c1 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任。傷害罪共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。接種券印刷郵送作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法719条)

c2 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任。傷害罪共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。接種会場の設置に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法719条)

故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ)端点1B ロ 2 (4) (イ) (a)で述べたように、FDAへのファイザー提出資料Z11について、2022年3月29日に損害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会が言及される前にZ11も添付文書として受理し文書の存在と内容を認めた

(ロ)端点1D イで述べたように、126号監査請求書受理日相当期間経過後よりフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いておらずノソックス以外消毒化されていない点の認識

(ハ)126号監査請求書受理日以降は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認識しながら実施主体として実施継続

<シ>支出者の責任

法令上本来的に権限を有するその自治体の長である市長は違法な支出負担行為及び支出命令を阻止すべき指揮監督義務を有しているところ、これを怠り故意又は過失により違法な支出を行なったのであるからその損害を賠償する義務を負う。この損害賠償義務は民法709条民法415条により請求権競合となるものの、自治体である川口市に対する民法644条違反にもとづく債務不履行責任と解する(民法415条)。よって故意・過失不存在の立証責任は市長側にあり、上記a1a2a3bc行為が主体が違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務違反があり、(専決権限者がいた場合)専決権限者が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかった

下記a1a2a3bc支出負担行為及び支出命令を阻止すべき指揮監督義務違反

a1

存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていないPCR検査抗原検査補助金事業に係る公金支出は、地方自治法、232条の2「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」に該当しないので川口市は補助金支出権限なし。なお発生前の補助金返還請求権も管理を怠る事実の対象としての財産となりうるが(仙台高判平成27・07・15)、厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業に必要な資料を保有しておらず(乙37参照)、主体に補助金支出権限ないので、川口市補助金規則は適用されない。法律上の原因がなく(民法703条)最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権不行使による、国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間経過による損害について債務不履行責任(民法415条)を負う。

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

a2

保健所長と市長による<カ>刑事的責任a2 虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定されるHERSYS発生届受理報告作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素 (イ)

(イ)126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

a3

ワクチン接種室長・広報室長と市長による<カ>刑事的責任a3 兼機法66条68条違反もしくは刑法156条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される広報誌掲載印刷費用と固定費(最終章 直接損害部分 参照)投

35

36

入損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

b

権限なき主体である知事・日本医師会と市長による、<カ>刑事的責任 b 殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される目的物手配のための委託契約締結・委託契約無効抗辩不作為・委託料支払いに関する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される。

c

c1 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任 c 傷害罪共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種券印刷郵送作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

c2 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任 c 傷害罪共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種会場の設置に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたの

で、故意過失の存在が推定される

<サ>専決権限者の責任

専決権限者が存在している場合は市長による支出命令行為に対する賠償命令発令義務がある

専決権限者は少なくとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

<セ>監査委員の責任

監査委員は手続き規定上違法であるかのみを監査だけではなく、実体法上違法であるかの監査もおこなう義務がある。地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わない監査委員は、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明している。よって川口市に上記会損害額元本に対する、各号監査終了日以降遅延利息分の損害を与えている(民法709条)。

故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

2名の監査委員について

(イ)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法238条2項告発義務違反の継続

(ロ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法238条2項告発義務違反の継続

(ハ)59号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法238条2項告発義務違反の継続

(ニ)86号監査請求から法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わない

2名の監査委員について

37

38

40

地方公共団体を当事者または参加人とする訴訟については、当該地方公共団体が独自に処理することが原則である、とされている。

また、法定受託事務は本来、国が果たすべきものであるが、その適正な処理を特に確保するため法令によって自治体に処理を委任する事務である。機関委任事務と異なり国の事務ではなく、地方公共団体の事務である。衆議院制定権や地方議会の関与も認められている。国や都道府県の関与は自治事務より強く、権力的関与も残されているが、関与に際して手続的制約(書面主義、審査基準の明確化、標準処理期間の明示など)が加えられたほか、国や都道府県の関与については国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争えるようになった。中韓訴訟(学費保険裁判)において、生活保護費の支給は法定受託事務にあたるが、厚労省の通達を約定期限に於てはめた処分が最高裁で違法とされた。国の処理基準があってもそれに従うことが適当か否か各自治体が判断する必要がある。よって、過去4回の監査のように、手続を規定上違法であるかのみでの監査だけではなく、実体法上違法であるかの監査もおこなわなければならない。たとえば公金の支出に憲法89条違反該当可能性があれば、公金の支出に手続を規定違反があったかだけではなく、公金の支出それ自体に憲法89条違反がないかを実体判断する義務があるのである。実体法上違法であるかの監査がおこなわれていないので、過去4回の全年齢対象監査には訴訟物(監査対象)について一事不再理効は働いていない

他方で、訴訟物(監査対象)が限定されれば「損害額は不明」となるべきところ、損害はない、などと違法な監査結果を表明している。

なお、監査委員は無知であるので、国家機関に対する「株主代表訴訟の情状者version」のような手続きが制定されていないことを知らないようである。政教分離原則違反の統一教会自民党政権下でさまざまな憲法の条文が空文化しているが、特例承認取消訴訟で国が請求に対する認否すらおこなわないので、憲法32条も空文化しているのである。

2021年9月17日全国憲政商法対策弁護士連合会 公開抗議文 衆議院議員 安倍晋三 先生へ

[Redacted text block]

A 予防接種法2条違反・憲法25条違反

I

a 予防接種法2条違反 別紙資料 参照 甲2 file / 1A.pdf

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてでPDF送付済

にもかかわらず返信なし。

b 令和3年2月12日医薬品医療機器等法 昭和35年法律第145号第14条の3第1項の規定に基づく審議結果による条件付き令和3年2月14日特例承認は予防接種法2条違反で無効である。重大・明白な瑕疵であるので公定力は働かない。令和3年5月21日特例承認、令和4年1月21日特例承認、令和4年9月12日特例承認、令和4年10月5日特例承認は予防接種法2条違反で無効である。重大・明白な瑕疵であるので公定力は働かない。特例承認は存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチンに対する特例承認権限はないところ、厚労省自身が「厚労省通達文書(健康発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が不可能であり、存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチンの有効性が確認されていないからである。特例承認取消訴訟において、被告国は請求原因事実について認否すらしていない。憲法32条裁判を受ける権利が保障されていないので、ここで特例承認無効を主張します。

ロ 予防接種法附則抄第7条要件未充足

注記:前回86号監査請求の口頭陳述で、SARS-CoV-2(公式文書による病原性未証明ですが、病原体名称は与えられている)covid19(病変名)と、記述したのは誤りです

a 前提としての感染症法違反

HER-SYSに感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を照会せずに報告する行為は虚偽公文作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのdataを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書行使等罪(刑法第158条)を構成する。よって今まで行われてきた感染症法にもとづくHERSYS発生届はすべて無効である。予防接種法附則抄第7条(厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))の発生を予防上緊急の必要があると認めるときに該当しない

>> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

第四條 法第十二条第一項第一号に掲げる者(感染症(法第五十三条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。))にかかっていると疑われる者を除く。))について、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

41

42

一 当該者の職業及び住所

二 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 感染症の名称及び当該者の症状

四 診断方法

五 当該者の所在地

六 初診年月日及び診断年月日

七 病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあっては、発病したと推定される年月日を含む。)

八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域(以下「感染原因等」という。)又はこれらとして推定されるもの

九 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

その後、HER-SYS入力項目は18項目から9項目に簡素化されたが、感染症名は入力項目になっていない。下記は岐阜県の文書ですが、図表がわかりやすいのでとりあげます。 Z1 file /IA / Q / qifu.pdf

<https://www.gifu.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/ecf32f6426d9c20e1f10087b6522495b0.pdf>

新型コロナウイルスは、一般統合名詞であるところ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の定義については、厚労省通達文書(感感発0210-5号)において、次のように記載されている。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界

保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)

b 南アフリカ起源オミクロン株は、臨床症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない。HER-SYSで使われている「新型コロナウイルス感染者」という表記は、「新型コロナウイルス」という感染症法及び感染症法施行令に存在しない表記を使っている。オミクロン株のまん延を理由とした厚生労働大臣のワクチンの指定には、法的根拠が存在しない

また、SARS-CoV-2と厚労省通達文書(感感発0210-5号)において、定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の関係性が不明であるが、SARS-CoV-2と南アフリカ起源オミクロン株の関係性も不明である

なぜならオミクロン株を含むSARS-CoV-2の変異株全てが自然の経路では考えられない変異が存在し、人工である可能性が高いからである

荒川氏論文 Z2 file /IA / Q / arakawa3.pdf

日本産blog解説

フーリン切断部位について引用

下記は荒川博士blogより引用

>>フーリン切断部位は新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)進化の基の1つであり、新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)が人工ウイルスではないかと疑われている理由の1つでもあります。

下記は世谷博士twitterより英約引用 youtube動画日本語解説が詳しいです

>>研究所感染症の最も有力な状況証拠は、武漢研究所を含む研究グループがDARPAに提出したフーリン切断部位を導入する研究計画である。人工合成に好都合な制限酵素切断部位の配置は、人工改造の痕跡。スパイクのD614G変異は人

43

44

工起源の証拠になる。フーリン切断部位のCGG-CGGコドンに、新型コロナウイルス発生源と一致が見られないことは、天然起源の根拠とならない。(監査請求人による注釈：SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製造会社はラベルを貼っているだけ)

開発元DARPAプロジェクトについて

Z3 file /1A /口 /pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf moderna-covid-19-vaccine-contract

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf>

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/moderna-covid-19-vaccine-contract.pdf>

国防総省の関与は 9th, August 2023 MALCOLM ROBERTS 衆議院議員によって国会で言及された。 T00
file /03 /MalcolmRoberts.pdf

衆議院公聴会で、上院議員の厳しい質問に、ファイザー社員、TGA(豪州厚労省)のテストを通していない特別ワクチンを従業員用に輸入していたことを認めた。

T04 file /1A /口 / Education and Employment Legislation Committee_2023_08_03.pdf

<https://perinfo.aoh.gov.au/parlinfo/search/display/display.w3p?db=COMMITTEES&id=committees%2Fcommgen%2F27082%2F0001;query=id%3A%22committees%2Fcommgen%2F27082%2F0000%22>

そのときに上院議員が、米国国防総省の下請けprojectではないか?とたずね、ファイザー社は否定した。しかし米国では24歳の故人George Watts Jr 氏のワクチン後心筋炎死の件で国防総省被告の訴訟が提起された。出典はCNBC18newsです。

出谷氏論文 Z4 file /1A /口 /hkakeya.pdf 2023LabLeak8.pdf

日本語動画解説

最新tweet 引用

>> 今回一歩進んだこと。迷惑がかかるので組織名は伏せるが、新型コロナウイルスの遺伝配列が公開された瞬間、その組織は大事者になったらしい。みな人工起源を疑ったとのこと。だが、その後指命令が布かれ、この話題が議論できなくなったそう。本来の科学ではあってはならないこと。生命科学はやはり異常。

出谷氏と荒川氏の共有論文 丙01 file /1A /口 /2022Omicron_Paper_final3.pdf

日本語解説

近日、英国エネルギー省やFBI長官がRedfield前CDC長官に続き、SARS-CoV-2武漢研究所流出の可能性は高いと発言したが、そのこと自体はSARS-CoV-2の故意行為もしくは過失行為による流出の真実図がもう1つの当惑団にその責任をすりつけようとしているように見受けられる。

フーリン切斷部については2022年6月3日時点で、すでに米国公聴会で言及されている

<https://www.hsag.senate.gov/subcommittees/etso/hearings/revisiting-gain-of-function-research-what-the-pandemic-taught-us-and-where-do-we-go-from-here/>

最新公聴会

<https://oversight.house.gov/hearing/investigating-the-origins-of-covid-19/>

マルコ・ルビオ上院議員によるまとめ文書

02 file / 1A / 口 / CD3BC3317D197A25E9FF01EBFB889357.rubio-covid-origins-report-final.pdf

コロナウイルスの流行に関する特別小委員会のブラッド・ウェンストラップ委員長(オハイオ州選出)は、「SARS-CoV-2の最近起源」(「Proximal Origin」)論文の起草、出版、批判的な受け止めを通じて、米国の主要な公衆衛生当局が研究所流出説を抑圧したことに関する特別小委員会の包括的調査の詳細を記した中間スタッフ報告書を発表した。 丙10 file / 1A / 口 / Final-Report-8.pdf

報告書の主な内容:

● ファウチ博士、コリンズ博士、そしてNIHは、「Proximal Origin」の起草と出版に不当な影響力を行使した。具体的には、ファウチ博士がアンダーソン博士に実験室漏洩説に関する論文の草稿を2度送付したのに対し、コリンズ博士は出版を押し進め、「Proximal Origin」の内容を承認した。共著者たちはNIHの関与にとっても満足しており、国の主要な保健当局者を改すために「ベセスダ・ボーイズ」という通称を作った。

● 「Proximal Origin」の共著者たちは、ファウチ博士の構想する一つの物語を実行する際に、利用可能な証拠を歪曲した。Proximal Originで結論を導き出すために依拠された事実や科学は、証明も検証もされていない。この出版物の主張の多くは、不正確な仮定と明らかな矛盾に苦しんでいる。

● アンダーソン博士は、共著者たちが「Proximal Origin」の背後にある科学に政治的影響を与えることを許したことを明らかにした。アンダーソン博士は私的なスラックメッセージの中で、「私は科学に政治が介入するのは嫌いだ。が、このような状況を見ると、そうしないわけにはいかない」と述べている。共著者とコリンズ博士はまた、中国擁護と外交官ごっこが数値と思われる研究宣洩出版を軽視しようとした。

● 「ネイチャー」は当初、研究宣洩出版を十分に軽視していないとして、「Proximal Origin」を不採用とした。共著者たちは、「ネイチャー・メティン」誌の承認を確実にするために、ラボリーク仮説を明確に否定するような、より強い表現を含む論文に修正した。最終的な「Proximal Origin」の出版に至るまでの草稿の全過程はこちらで読むことができる。

● COVID-19の悪質な隠蔽工作を調査することは、将来の科学的完全性を守るために不可欠である。「Proximal Origin」は史上5番目にインパクトのある科学論文である。現在までに580万回以上アクセスされ、2,800回以上引用されている。その巨大な影響力と押し付けがましい結論を考えると、将来のパンデミックにおける科学的懐疑の抑圧を防ぐためにも、この論文の発表過程と出版を分析する必要がある。

● 特別小委員会の調査は終わっていない。ファウチ博士とコリンズ博士のインタビューや文書の書き起こしの要求がまだ残っている。特別小委員会は、これらの要求に従っていく予定である。

<https://oversight.house.gov/release/wenstrup-releases-alarming-new-report-on-proximal-origin-authors-nih-suppression-of-the-covid-19-lab-leak-hypothesis/>

ランド・ポール上院議員によるFOX TVでの解説日本語翻訳「最初からすべて嘘だった」

https://twitter.com/ShortShort_News/status/1683672558250639380

47

48

掛谷氏解説

コロナウイルスのパンデミックに関する特別小委員会と下院情報特別委員会が、ウィリアム・J・バーンズCIA長官とアンドリュー・マクレーディ元CIA作戦主任に宛てた2通の別々の書簡は、内部告発者の主張を詳しく説明している。CIAは、賄賂を贈られる前に、中国ウイルスは武漢の研究所から来たと結論づけた少なくとも6人のアナリストに口止め料を提供した
T05 file 1A / ロ /
2023.09.12-SSCP-HPSCI-Letter-to-CIA-Re-Origins-of-COVID.pdf

<https://oversight.house.gov/wp-content/uploads/2023/09/2023.09.12-SSCP-HPSCI-Letter-to-CIA-Re-Origins-of-COVID.pdf>

前図86号口頭陳述で述べたように米国コロナワクチン訴訟原告代理人弁護士RENZ弁護士は、米国やドイツは日本とちがい強力のある緊急事態条項が発令しているため、刑事訴訟・行政訴訟は門前払いの訴え却下される陸軍が多いので、ECOHEALTH ALLIANCE, INC., PETER DASZAK,その他を被告とする10億USDの損害賠償請求訴訟を民事訴訟で提起されました。(米国では2023年4月10日新型コロナ関連の国家緊急事態は正式に解除された)

このことに關し仙民法政院政院の御用学者がメディアで言及した内容は掛谷博士によると海外の報道から1年半遅れている、とのことである。下記はそれとは別の日本語メディア報道

日本語メディア報道 紙報

B 憲法第66条68条違反
厚労省担当者に刑法158条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法21条違反

イ 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要旨書5の15の231用 甲9

>5の1,

名古屋大学・小島勉二名誉教授が指摘された厚労省HERSYS統計詐欺問題について、質問者 自身はコロナワクチン接種券を交付している地元市長とワクチン接種副市長あてで、憲法第66条68条違反を主張させていただき、その際、米国の国家統計局の最新資料も添付して、新型コロナワクチン同意していない接種希望者に記載した署名は、無効であると通知しました。地元市長とワクチン接種副市長からは憲法第66条68条違反の点につき当事者の同意署名有効性の件とのごき返信がありませんでした。健康増進局から接種票不明者を未接種者に計上している点、憲法19条自己決定権の侵害、憲法21条知る権利の侵害だと思いませんか？厚生省修正後DATAも正確でなく分母をPCR検査実施者にしなければ意味がありませんし、また重傷者の接種票内訳も不明です。この件は故意の認定に問題はない、と解釈されている影山博英弁護士のTwitterに詳細な記録が記載されています。

その後この問題が表面化すると、厚生労働省は厚労省ADB 第99回資料から接種票別感染数表を「非公開」対応で反応されました。すでに憲法21条は憲政権と党・厚生労働省によって空白化したといえませんか？ 甲10 file 1B / イ / 5no1 / 5no1.png

2023年3月追記

未記入を未接種に計上、の件の問題点が留保的に解決したとしても、該点1A口で言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を保健所に報告した行為は虚偽公

49

50

文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、加害がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は
偽造公文書作成等罪(刑法第158条)を構成する。予定で行われてきた感染疫法にもつくHERSYS発生時はすべて暴論
であるので、厚労省担当者によるADB資料作成行為も偽造公文書作成等罪(刑法第156条)を構成する

2023年8月追記

2023年2月発行版 厚労省・COVID19治療の手引き 13page 接種歴不明者を未接種者に計上している第70
回ADB資料・第80回ADB資料からdataを引用し、グラフの期間も第80回ADB資料から作成し、接種歴不明は
未接種者ではなく、まとめだけに参入、されている。まとめ合計が全部合わない破綻dataとなっている。

丙03 file / 1B / イ / 5no1 / 000836655.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836655.pdf>

>>5の2、

厚労省がワクチン副反応分析会での資料page16で心臓炎の病状を「1から2週間持続した後、回復期に入る」と主張
する根拠として挙げた循環器学会のガイドラインpage11に心臓炎の資料が掲載されている。「心臓炎が起これ、左
心室の運動の回復も遅くはない頻度で起こる」と書かれており、決して軽い症状ではない。それにもかかわらず心臓
炎の資料を隠した厚労省担当者には刑法156条偽造公文書作成等罪が成立する可能性があります。この論点は
東京地裁に係属している(民事訴訟係属番号不明)、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク裁判に基づく文書不開示
決定違憲無効訴訟2022年11月29日第四回口頭弁論期日にすでに主張されています

甲11 file / 1B / イ / 5no2 / 000796562.pdf

甲12 file / 1B / イ / 5no2 / JCS2009_jzumi_h.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000796562.pdf>

心臓炎グラフについては2022年3月4日参議院予算委員会で衛材院参議院議員が質問された

甲13 file / 1B / イ / 5no2 / 5no2a.jpg 5no2b.png 2023年3月16日再度URLで図表確認。現在の厚労省
のHPIは改定されたものに差し替えられているが、2023年10月1日SNS配信は未だに削除されていない

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1448993768305164295>

田島輔弁護士による解説

2023年3月追記: ジョンズホプキンス医科大学の公衆衛生学教授Marty Makary博士がコロナ接種後の死亡の症
例を、アメリカ政府であり、JAMA誌によるとワクチン接種後のほうが4倍から28倍で心臓炎が発生している、と国会
証言

Z5 file / 1B / イ / 5no2 / jama.png

引用元動画

日本語訳

Makary博士は2021年7月時点のWSJで「CDCはコロナ死とした子供達の死因をCovidによるものが持病に
よるものか調査していない。正確なリスク調査なしに子供にワクチンを進めるのはおかしい」と疑問を呈されて来
した。 Z6 file / 1B / イ / 5no2 / nihongo.pdf

心臓炎については 論文1Bニ EMAへのファイザー提出資料参照

51

52

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

□

a 厚労省がワクチンに感染予防効果があるという書類を保持していない旨の不届示決定文書があります... 11月24日発行1124第8号簡示請求2389

甲15 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4a.jpg

甲15 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4a2.jpg

b 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真蔵に提出済み英訳書7の451用

>>7の4後半部分

2022年10月10日欧州コロナ公理会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるか、何ら実験をしていないと認めました。この点については2022年11月11日に英書キイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が参議院予算委員会で言及されました

file / 1B / □ / nichibenren3.pdf 甲9と同じ

下記欧州議会の公理会動画はDL不可ですので「ファイザー製のワクチンが市場に流通する前に感染を防ぐかどうかのテストをしたか、この件に関してデータを提出するつもりはあるか」(15:22:50)と質問に対してファイザー社役員のSmall氏はいいえ、市場で何が起きているかを理解するためには科学のスピードで動かなければなりませんでした」(15:31:45)と答えた部分の静止画部分を証拠提出します。 丙04 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4g.png 7no4g2.png

https://multimedia.europarl.europa.eu/en/webstreaming/covi-committee-meeting_20221010-1430-COMMITTEE-COVI

発言者Rob Roos 欧州議会議員「コロナ公理会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるかどうか何ら実験をしていないと認めた。他人のためにワクチンを接種しようという言説は全て嘘である。この嘘に基づいてワクチンパスポートが強制された。」

甲17 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4b.png

なお、この論点とはくべつ新しい論点ではないことも、すでに市長と市長あてmailで述べさせていただいております

c NYの最高裁判所でもワクチンに感染予防効果が認められないのでワクチンパスポートは違憲という判断が出ました。

d にもかかわらず、厚生労働省・岸田首相・菅首相御自ら、感染予防効果や重症化予防効果を宣伝しています。画像1B / □ / 7no4 / 7no4c参照

甲18 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4c.jpg 甲19 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4d.jpeg

この件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

引用元動画

甲20 甲21 甲22 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4d / media_b2073600_1 media_b2073600_2 media_b2073600_3

<https://nettv.gov-online.go.jp/org/bro24394.html>

甲23 file / 1B / □ / 7no4 / 7no4e.png

https://twitter.com/kantei_vaccine/status/1443416684501487616

53

74

24 file/1B/口/7no4/7no4f.png 7no4f2.png 甲28

この件につき、Friday, November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/ga/0011.html>

この資料で「また、感染や重症化を予防する効果も確認されています」「報告があります」と何度も言っていますが、添付文書の効果・効能は変わっていない。製薬会社が認めたのなら、添付文書にも重症化予防や感染予防が加わるはず。しかし19回改訂されても、効果・効能は変わっていません。承認を受けた効果の範囲をこえることを言い切っている
乙7 file/1B/口/7no4/6668a.png

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1627865978007879680>

添付文書に記載されている効果は免疫予防効果のみのことなので、薬法第66条第69条違反構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。「広告」に当たらない場合は、虚偽公文作成罪(刑法166条)を構成する。仮にここで特例承認後の厚労省による「安全性・有効性の判断」という事実行為が存在したとしても、厚労省による「安全性・有効性の判断は、抽出1A口で記述したように、今まで行われてきたHERSYS発生源が感染源違反に上りすべて無効

であるので、無効な発生源を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである 乙8 file/1B/口/7no4/6668b.png

もともと粘膜IgA誘導しないので、感染予防効果は認められない。むしろ抗原が供給され続ければ抗体はできるがG4感染され免疫寛容。被害が誘発される

f1 重症化予防効果はdataがありません。

2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail送信された。そこで監査請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 下記内容の返信をかけた

市長どのとワクチン接種室長のの自らの責任と権限において、今回のコロナワクチンに、重症化予防効果がある、と自らご判断されたとのことですが、下記の点をご考慮されてのご判断でしょうか？ 第2波、第3波、第4波では、重症者数と死亡者数は対応して、2021年8月の第5波は重症者は大幅に増加していますが死者数は減少しています。ところが、2022年の第6波では第5波より重症者数(純)は2/3に減少しているにもかかわらず死亡者数(黄)は3倍に増えています。第5波までは重症者数とエクモ装着数はほぼ一致しますが、第6波は死者数増なのにエクモ装着者数は激減し第5波の1/5程度。コロナと診断されたにも関わらずエクモ装着せずに亡くなる方が激増しています。第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年5月18日)の資料によると、重症者852名に死に亡くなった方が220名。しかし、無症状・軽症から亡くなった方が1683名。重症化して亡くなるより重症化せずに亡くなる方が6倍も多いです。第6波ではそもそも重症化しているひとのほうが異常に少ないのに、市長どのとワクチン接種室長のの自らの責任と権限において重症化予防効果があると判断された、ということですね？これはいったいどういうことなのでしょう？重症化していないのに重症化予防効果があるというご主張は、その前提から論理破綻していませんか？それとも川口市だけ重症化している独自のdataをもとにご判断されたのでしょうか？その他ワクチンのゼロ効果ならぬマイナス効果についてはすでに、諸外国の公的dataで明らかになっておりますので、ご参照ください。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf

data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf

75

76

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1068759/Vaccine-surveillance-report-week-13.pdf

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027511/Vaccine-surveillance-report-week-42.pdf

<https://www.health.govt.nz/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-data-and-statistics/covid-19-case-demographics#vaccinations-details>

その後の第7派でも同じ傾向 甲29 file / 1B / ロ / 7no4 / 07.png

この件に関しての返信なし

12

川口市の自治体としての薬機法66条68条違反・市長や担当者に罰法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・当法13条21条31条違反

(1)構成要件該当性

川口市は毎月広範囲で「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」というPCR陽性者数を掲載し、毎月ではないものの、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」と同じpageに掲載したり、すぐ隣のpageに掲載していることがある、そしてバックナンバーを川口市websiteに掲載している

Z9 file / 1B / ロ / 7no4 / 202206.pdf 202111.pdf 202306.pdf

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01010/020/2/2480.html>

「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」部分のPCR陽性者の図表については、

…添点1Aロで普及したように、HER-SYSに掲載症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医療から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を風知事へ報告した行為は虚偽公文書作成等罪(罰法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書行使等罪(罰法第158条)を構成する。よって全まで行われてきたHERSYS発生届は罰法違反によりすべて無効であるので、広範囲で掲載するための担当者による図表作成偽造行為も虚偽公文書作成行使等罪(罰法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される。

2021年11月号、2022年6月号で「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」という図表の隣のpageに「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を掲載し、「重症化予防の効果が認められ」「重症化予防を目的に」という表記をし、バックナンバーを川口市websiteに掲載している点は、オミクロン用以後有効性評価なし免疫原性評価のみ承認であり、薬機法66条68条違反にあたる。最新号2023年6月号「オミクロン株対応ワクチン」表記も薬機法66条68条違反にあたる。添付文書にはSARS-CoV-2に対する重症予防効果についてしか記載されていないからである。また1B ロ d 部分で述べたように、特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたとえ介入したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、添点1Aロで普及したように、全まで行われてきたHERSYS発生届が虚偽法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである。薬機法66条68条の「広告」にあたらない場合は、「重症化予防の効果が認められ」「重症化予防を目的に」、「オミクロン

7

78

ン体対応ワクチン」という表記をしている点について、虚偽公文作成行使等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張について川口市長とワクチン接種推進法側に立証責任がある

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種推進法は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為論)参照。仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種推進法は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種推進法は川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚生省による、安全性・有効性の判断は、治験1Aで受けたように、今まで行われてきたHFRSVS無症候が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前送した安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前送した安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。

注記：日本小児科学会については日弁連要約書2に記載したように、英国の20日を除く世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・2回目接種後8日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者でカウントしてきた点につき、その複製と想像されるファイザー社の特許申請書類を証拠提出します 丙11 file / 1B / 口 / 7no4 / WO2021213945A1.pdf patent.png

世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・2回目接種後8日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者でカウントしてきた点につき、その複製と想像されるファイザー社の特許申請書類を証拠提出します 丙11 file / 1B / 口 / 7no4 / WO2021213945A1.pdf patent.png

注記2:日本小児科学会について、前回88号口頭陳述で述べたように、いち個人とその関連会社の利益追求団体となっているWHOについては公益性にかけるのでまったく信憑できませんが、2023年3月28日、WHOの「予防接種に関する戦略的諮問委員会(SAGE)」はこれまでの新型コロナワクチンの動向を決定した。重要な変更は6か月から17歳の健康な子供や青年には必ずしも接種する必要はないとした。日本小児科学会の推奨はWHO指針と矛盾することになるのだろうか？ライター日本支社の日本経済新聞のしかたでSNS上の議論が発生したよう

なので、原文をdamp1検索で確認されることをおすすめします。 Z38 file / 1B / 口 / 7no4 / 20230329.pdf

ライター日本支社の日本経済新聞

原文

注記3:またCDCのフランスキー所長が新型コロナワクチン接種者がコロナを伝染できると直近公聴会で主張され、前言を撤回した。科学の進化だそうす。日本小児科学会の推奨はCDC指針と矛盾することになるのだろうか？

(3)客観的要件に関する期待可能性

(ア)虚偽公文作成行使等罪(刑法第156条)について
結果重の予防及び感染重の患者に対する医療に關する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を充足していない点につき刑事訴訟法238条2項公務員のを発露罪に基づき告発をして、届出要件を充足するように努力することが可能だったので客観的要件に関する期待可能性存在の要件充足が推定される

(イ)東徴法66条68条違反について
川口市長とワクチン接種推進法は特例承認書類と添付文書を預託開知すればよいので、客観的要件に關する期待可能性の要件充足が推定される

他の違法行為の期待可能性ないと抗弁される場合、他の違法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種推進法側に立証責任がある

(4)主観的要件

主観的要件として、秘密に刑法第156条158条・東徴法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないと、虚偽であることを認識していることが推定される

79

60

虚偽であることを認識していることが推定される要綱

(a) 虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)について虚偽であることを認識していることが推定される要綱

(a) 論点1Aロで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に川口市長とワクチン接種室長がHERSYS発生届が感染症(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出たと考えている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで経過している病原体らしきものは肺炎アフリカ起源オミクロンなので、主観と客観に不一致がある。(オミクロンは、感染症法、予防法、感染症法施行令に規定されていない。))

また、あたりに監査請求書第1page「どのような措置を請求するのか」3部分に令和3年7月18日に厚生労働大臣から行政文書不指示決定された文書第0716第12号を乙37として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、HERSYS発生届が感染症(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出たと認識するのはそもそも不可能である。

(b) 監査請求人が日弁連へ提出した要綱第9の11に「デルタ株以降は遺伝子解析施設 deep シークエンスでしか区別できない」とテキサス州保健局とアメリカ商工会のサイトに記載されていました。そもそもCDC自身が「検出で「Covid」PCRテストがテスト校正用の分離したサンプルなしに開発されたことを認めており、事実上、別のものをテストしていることを認めています。」

乙10 file / 1B / ロ / 7no4 / cdc.pdf

<https://www.fda.gov/media/134922/download>

と記載し、この要綱書copyを2022年10月24日18:04 PM川口市長とワクチン接種室長に送付済み(利害関係のない第3者BCCIにも送達)であるので、このCDC文書についての存在と内容38page(Detection of viral RNA may not indicate the presence of infectious virus or that 2019-nCoV is the causative agent for clinical symptoms.)、について認識している 乙18 file / 1B / ロ / 7no4 / 20221024a.pdf

仮に英文を理解する能力がなかったとしても、PCR検査キットの箱の説明書に似たような内容の記載がほどこされています。

厚生労働省危機管理医療技術情報連絡官の佐原成之氏も

2020年12月2日の参院院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、相々謝辞文氏(日本技術者の会)の質問に対し、「PCR検査の陽性判定は必ずしもウイルスの感染性を直接証明するものではありません」と回答

(c) 2021年7月に提出された特例承認取消訴訟状で同意作業が行われていない点についてすでに言及されている。監査請求人が特例承認取消訴訟状を大量引用している殺人罪での刑事告発状を川

口市長とワクチン接種室長にMarch 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM送信し、copy mailが名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCIにも送達された。同意作業が行われていない点を認識している。

乙12 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302a.pdf 乙13 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302b.pdf 乙14 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302c.pdf

(i) 東横法66条8条違反について虚偽であることを認識している点が推定される要綱

(a) 論点1C-イについて

接種者はプラセボ群の除外5名の治験不正があつてファイザー社自身がその点を確認している点について、監査請求人が川口市長とワクチン接種室長にMarch 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM送信し、copy mailが名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCIにも送達された。除外5名の治験不正について2022年3月2日18時03分発信済以降認識している。(注記：このとき2022年3月2日18時03分発信済以降、FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参院議員が厚生労働委員会が言及される前に乙11も添付文書として受領している)

乙12 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302a.pdf 乙13 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302b.pdf 乙14 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302c.pdf

(b) 論点1B/ハについて

製造会社による東横法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要綱書copyを2022年10月24日18:04 PM川口市長とワクチン接種室長に送付済み(名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCIにも送達)であるので、このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容について製造会社による東横法第68条の10第1項違反について認識している。(注記：2022年3月2日18時03分発信済以降FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参院議員が厚生労働委員会が言及される前に乙11も添付文書として、すでに受領している)

日弁連要綱書7の4前半部分引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参院議員が厚生労働委員会に言及された。この文書については、複数の著作権もある崎谷博臣MDは別のファイザー提出資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本国厚労省に、製造会社からの報告として未提出 乙18 file / 1B / ロ / 7no4 / 20221024a.pdf

(c)

付で述べたように、2022年5月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信をされた。そこで監査請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 返信をかけた。copy mailが名古屋の市民オンブズマンと利害関係のない第3者にも送達された。重症化していない(重症化しない)で死亡するほうが多いのに、重症化予防効果がある、との発言はトートロジーではないか?という質問内容に対し、川口市長とワクチン接種室長は自らの職務態度により、2022年5月15日16時00分から現在に至るまで、まったく反論を返していない。虚偽でないとは認識していれば、証拠文書とともにその旨の返信を返すはずである

乙15 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615a.pdf 乙16 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615b.pdf

61

62

以上、虚偽・誇大広告であることを認識していることが推定されるので、虚偽であることを認識していない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

13

埼玉県知事としての憲法66条68条違反・知事や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法13条21条31条違反

(1)構成要件該当性

埼玉県は県websiteコロナワクチン接種pageに「新型コロナウイルスワクチン接種には、接種を受けなかった場合と比較して重症化予防効果などを高める効果があります。」と記載している。 Z39 file / 1B / 口 / 7no4 / sakiama.png

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html>

11 - ... 論点1A口で言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成する。よって全量で行われてきたHERSYS発生届は感染症法違反によりすべて無効であるので、県website「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点について、虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)の構成要件に該当することが推定される

(「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点は、憲法66条68条違反にあたる。添付文書にはSARS-CoV-2に対する重症予防効果についてしか記載されていないからである。また1B口口部分で述べたように、特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたとえ介入したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、全量で行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである。

(「憲法66条68条の「広告」にあたらない場合には、「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点について、虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)の構成要件に該当することが推定される)

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(2)客観的要件に関する期待可能性

(a)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を充足していない点につき刑事訴訟法239条2項公務員の告発職務に基づき告発をして、届出要件を充足するように努力することが可能だったので客観的要件に関する期待可能性存在の要件充足が推定される

(い)憲法66条68条違反について

県知事と保健医療政策課長は特例承認書類と添付文書を確認周知すればよいだけなので、客観的要件に関する期待可能性の要件充足が推定される

県知事と保健医療政策課長に他の適法行為の期待可能性ないと抗弁される場合、他の適法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(3)主観的要件

主観的要件として、秘密に刑法第156条・憲法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが推定される

虚偽であることを認識していることが推定される要素

(a)論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に県知事と保健医療政策課長がHERSYS発生届が感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体が「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに属する。))として、有効に届け出たと考えている場合、令和3年1月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものは南アフリカ起源オミクロンなので、主観と客観に不一致がある。(オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。)

また、あなたに監査請求書最終page「どのような措置を講ずるのか」3部分に令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書0716第12号を乙37として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、HERSYS発生届が感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体が「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))として、有効に届け出たと認識するのはそもそも不可能である。

(b) がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事への発生届調停申し立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未必の故意の存在が推定される。

県知事と保健医療政策課長の主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

他方で、論点1A口で言及した埼玉県知事自身のHERSYS発生届に関する虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)成立要件については、 がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事自身の発生届調停申し立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未必の故意の存在が推定される。

67

68

この点埼玉県知事自身のHERSYS発生率に関する公文書作成行使等罪(刑法第158条)については前章12 川口市の自治体としての責任(第88条58条違反・市長や担当者)に刑法156条違反公文書作成行使罪が成立する可能性・刑法13条21条31条違反について、片面的ほう助犯(刑法52条)が成立する可能性がある

埼玉県知事について主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種責任者に立証責任がある

g 添付文書4の効能・効果のところは感染症の予防という記載のみがありますが、これは特例示現時の発症予防効果のみを示している。(厚労省回答)

特例承認書類 1C / I / 6 / A / 000739089.pdf 56page 57page

>>1.1 有効性及び効能・効果について

専門医職では、専門医員より、報告(1)の「7.R.2 有効性について」及び「7.R.6 効能・効果について」の機構の判断を支持する意見に加えて、以下の意見が出された。・海外(C4591001 試験)について、基礎の有効性データは得られておらず、VEの結果は2回接種後短期間のデータであることは既述事項に情報提供する必要がある。また、長期の有効性データは引き続き観察するとともに、有効性の持続期間が明らかとなった場合は、追加接種の必要性についても検討する必要がある。

・本剤のCOVID-19重症化抑制効果は、臨床試験の結果からは十分な効果が得られていない。しかしながら、本剤のCOVID-19重症予防効果により発症率が低減することで、結果的に重症患者数や死亡患者数の低減につながる可能性は期待できる。

・本剤のSARS-CoV-2感染予防効果は、臨床試験では評価されていない。本剤を接種した場合であっても、感染拡大防止のため、密着、密接及び密閉の回避、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防対策は継続して行う必要があり、この点は医療従事者及び被接種者にも伝えるべきである。

・免疫原性と重症予防効果との関連については今後検討する必要がある。

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4g参照 甲25 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.jpeg

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4h参照 甲25 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4h.jpeg

g 日弁連要望書最終案で引用させていただいたkennedy弁護士がおっしゃるように感染予防効果や重症化予防効果のほかに全死因死亡率の概念の理解が必要です

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4i参照 甲27 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4i.jpeg

文獻LINK

この全死因死亡率に関する文献がFOX newsで真及された。下記は日本語訳

南半球と赤道付近の17カ国を対象とした新たな研究で、全死因死亡率のピークが、新型コロナウイルス感染症ワクチンおよび追加免疫の急速な展開によることがにより証明された。新型コロナウイルス感染症ワクチンにより世界中で約1700万人が死亡した。すべての年齢および国では、平均すると800回の注射あたり1人が死亡した。最も多くの死亡したのは高齢者であった。全死因死亡率のピークが、新型コロナウイルス感染症ワクチンおよび追加免疫の急速な展開によると証明した。両者に「明確な因果関係」があるとの結論。デニス・ラングクル博士による180ページの論文で、元物理学者教授であり、オタワ大学で23年間主席科学者を務めたマリリン・ボーデン博士、ジョセフ・ヒッキー博士とジェレミー・メルシエ博士との共同執筆で9月17日に公開 T08 file / 1B / 口 / 7no4 / 2023-09-17-Correlation-Covid-vaccine-mortality-Southern-Hemisphere-cor

そもそも日本においては厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の文書を保存しておらず(Z37)、同定作業が行われていないので、Herays導入以後はコロナ感染者・コロナ重症者・コロナ死者はゼロ人である。

7月17日NYタイムズで米国のcovid19による死亡者数、約3分の1が過大計上 という記事が報道された。原文有料記事のようです。

65

66

ハ 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に菅義偉首相の原案である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会等で言及され、その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会、2023年6月12日原口博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会等で言及されました。原口氏の2023年6月12日発言によるとFDAへのファイザー提出資料を厚生省が経産省や地方自治体に配布したとのことである。しかし監査請求人自身は厚生省のとのある1部書から文書の内容を不確かであったという回答を得たので薬機法第68条の10第1項違反の問題と法律構成した。この文書7page 1223人については、複数の著作物もある総合情報MDは別のファイザー提供資料より短縮死亡率5%と算出されました。このナオミ・ワルフ博士は他の文書と参照せず、この文書単体では追跡不明だった接種者をのぞくと32,586人の患者のうち 1,223人 (3.7%) が死亡と算出された。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本国厚生省に、製造会社からの報告として未提出なので製造会社は薬機法第68条の10第1項違反を構成する

Z11 file / 1B / ハ / 7no4 / release_5.3.6-postmarketing-experience.pdf

日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真段に提出済み要約書7の4引用

>>7の4 前半部分

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開されたファイザー資料(Z11)については3月29日に菅義偉首相の原案である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会等で言及された。この文書については、複数の著作物もある総合情報MDは別のファイザー提供資料より短縮死亡率5%と算出されました。2022年6月に更新された資料12pageでは、日本で前年同時期10%の出生率低下、HKで前年同時期64%の出生率低下、TWで前年同時期23%の出生率低下(マイナス26sigma)、ドイツで前年同時期13%の出生率低下(マイナス9sigma)、となった原因が記載されており、世界中の医師がこの文書に言及しています。

(2022年12月追加:オーストラリアの出生率が67%も下がった原因は何なのか?オーストラリア国会議員 Malcolm Roberts)

下記はVaccinology代表 Glenn Kirsch氏によるアメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料要約

下記はDeepL日本語翻訳結果です。

ファイザーはFDAへの文書で、彼らのワクチンがCOVID-19を「予防する」と繰り返し主張した

1ページ目の15A欄に、「16歳以上の個人におけるSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための積極的な予防接種」という提案された効能を持つ製品の申請であることを主張

3ページ目で、また同じ主張をしているのだが、今度は、ポイント6で詳しく説明している権利放棄の文書で、このような主張をしている。

彼らは、「この最初のBLA申請の対象である適応症の提案は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器感染症新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を予防するための積極的な免疫である」と記述。

また、この文書の1ページ目では、「提案されている適応症は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器感染症新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防のための積極的な免疫」と再び主張

Z11 file / 1B / ハ / 7no4 / a /

67

68

125742_S1_M1_356h.pdf

Z20 file / 1B / ハ / 7no4 / a / 125742_S1_M1_walver-raq-designated-suffix.pdf

b Pfizerは、この注射の副作用が、組織的にプースター注射をすることで増加することを知っていた。

文書24pageで、「BNT162b2(V8)をM投与した雄雄の動物で局所反応が観察された」と記載されている。反応の発生率および重症度は、1回目の注射に比べ、2回目または3回目の注射の後に高かった。

初回投与後、大部分の動物にごく軽度の浮腫、あるいはまれに軽度の紅斑が認められた。2回目または3回目の投与後、浮腫と紅斑の重症度は中等度またはまれに重症まで増加した。[強調]明らかに、彼らは副作用が用量依存性であることを知っており、したがって、ワクチンがこれらの効果を引き起こすことを知っていた。

Z21 file / 1B / ハ / 7no4 / b / 125742_S1_M2_24_nonclinical-overview.pdf

c ファイザー社は、彼らの注射が注射部位に留まらないことを知っていた。

バイラム・ブライドルが9月に日本政府からFOIAで入手したのと全く同じデータが(注釈: 論点 2B-Id)で普及する。カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・ブライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書、今回公開された文書に含まれている

彼らに彼ら自身の動物実験のデータでは、48時間の間に1回投与するだけで、ワクチン量が注射部位から減少し、特に脾臓、肝臓、脾臓だけでなく、副腎、膵臓、腎、腎臓、目、大腸、リンパ節、すい臓、喉

腺、皮膚、小腸、膵臓、胸腺、甲状腺、子宮で大幅に増加することが分かっている。

具体的には、48時間後に脾臓に0.09%、脾臓に1.03%、肝臓に約18.2%の注射が検出されている(7.8ページ)。

本報告書8ページの表は、2ページで参照した報告書番号:186350

2ページ目 黄色のハイライトは、ファイザー社の注射剤のμg組織等価物/gの量が、彼らが観察した48時間の間に減少するのではなく、増加することを意味する。オレンジは、黄色と同じだが、他と比較して中程度に高いことを意味する。赤は、黄色と同じだが、他と比較して非常に高いことを意味する。緑色は、注射が増加した場所であり、注射が減少と主張した場所である。時間が経つにつれて明らかに減少し、体内の他の臓器、特に脾臓、卵巣、腎臓に現れている。

彼らはまた、これらの副作用が筋肉の壊死や脾臓のサイズと重量の増加などを含む可能性があることも知っていた。彼らは、「BNT162b2(V8)投与の絶対および相対(対体)組織重量増加(最大1.62倍)が明らかで、脾臓サイズ増加の巨視的観察と相関していた...注射部位炎症は、中程度の浮腫、軽度組織壊死、時々筋肉壊死、軽度繊維化を伴っていた」(25ページ)と主張

Z22 file / 1B / ハ / 7no4 / c / 125742_S1_M2_26_pharmkin-tabulated-summary.pdf

d ファイザー社は、ワクチン接種者がプラセボ群よりはるかに多くの全身性有害事象を報告していることを知っていた。ファイザー社の反応原性データによると、BNT162b2(30μg)の注射を受けた人は、プラセボ群に比べて2倍から25倍以上、重篤な全身性事象を起こす可能性があることがわかった。このデータをざっと見ただけでも、ワクチンが対照群と比べていかにひどい影響を人々に与えたかがわかる。例えば、各投与後7日以内に全身性の事象が起きた人は、プラセボ群(11.3%)の2倍(23%)重症の免疫はプラセボ群の14倍と、ワクチン接種群に多く見られた。35ページ

Z23 file / 1B / ハ / 7no4 / d / 125742_S1_M5_c4591001-T-S-final-reacto-tables-track.pdf

e ファイザー社は、ワクチンの効力が時間の経過とともに急速に低下することも知っていた。どうして報告されなかったのだろうか? 主要メディアはファイザーのワクチンを「安全で効果的」であると全力で売り込んだが2020年9月19日の時点で、ファイザー自身のデータはそのどちらでも示していなかった。特に、ワクチンの有効性は、測定した短い期間であっても、2回目の接種後、わずか1ヶ月で58%も落ちていたことが分かった(下表のS1-結合IgGレベルとRBD-結合IgGレベル参照)。この情報は一度には隠され、「後な図形的事例」が否定できないほど一般的になるまで、医学的規範として広く利用されたのである。結局のところ、彼らはずっと知っていたのである。

69

70

Z24 file / 1B / ハ / 7no4 / e / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-efficacy-response.pdf

ファイザーはVAERSを登録した(彼らは十分な報告コスト負担を望まなかったからだ)。ファイザーは、注射に関する特定の安全性データを記録する必要がないようFDAに免除を申請した。なぜなら、VAERSは注射の安全性に問題があるかどうかを教えてくれるシステムだと主張したからである。そして、主要メディアは、過去1年間のVAERSのデータを遡ろにし、あたかもそれが実際ほど重要でないかのように振る舞ったのである。実際には、ファイザー社は、免責申請書の3ページと4ページで、VAERSは「ワクチンの安全性に関する懸念を検出するために設計された」脆弱なシステムであると述べている。彼らは、VAERSシステムが「適切」であり、他の安全性報告要件は「冗長で負担が大きい」ため、「安全、な副作用の実証と最適なファーマコビジランス」を実現するFDA指定のサフィックスを持つ必要はないとして、この言い訳を使って、サフィックス免除を申請

Z25 file / 1B / ハ / 7no4 / f / 125742_S1_M1_walvar-req-designated-suffix.pdf

g 2つの異なる施設での2つの異なる臨床試験にサインアップした人が6人いるが、これは本当に奇妙なことだ。1つの注射実験だけでなく、2つの実験にモルモットになることを申し込んだ人が半ダースもいたのです。このファイザー社の資料の20ページによれば、「6人の被験者が2回以上試験に登録された」とある。残念なことに、彼らの態度は研究の役には立たず、ファイザー社は「これらの被験者はいかなる分析にも含まれない」と述べて結果を歪めざるを得なかった。

Z26 file / 1B / ハ / 7no4 / g / 125742_S1_M5_c4591001-A-adrg.pdf

h ファイザー社は、ワクチン接種を受けた人がCOVID-19に感染し、陽性となる可能性があることを知っていた

文書の中でファイザーは、ワクチンまたはプラセボを投与した後にCOVID-19に罹患した人々の様々な条件をすべて表にしたものを提供している。全体として、報告された陽性および/または症状のあるケースの12%は、ファイザー(

BNT162b2,30µg)を1回または2回接種した人たちである。このことは、このワクチンがSARS-CoV-2感染を防ぐというファイザーの他の文書での主張は、明らかに誤りであり、彼らはそれを知っていた

Z27 file / 1B / ハ / 7no4 / h / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-lab-measurements-sensitive.pdf

i 試験から除外された9704人の被験者からなる1,446ページがある。その理由を知るには十分な詳細がない。これらの人々は、あらかじめ定められた期間内に1投与と2投与を受けなかったり、無作為化された通りにすべての予防接種を受けなかったり、異なるプロトコルの過剰があったなど、様々な理由で試験から除外された。2021年に2回目の予防接種を受けに行かなかった人たちを覚えていてるか？このうち何人が、何らかの反応があったために2回目の接種に行かなかったのだろうか？私が以前行った研究から分かったことは、第3相臨床試験で治験群の脱落者があまり少ないほど多かったということだ

Z28 file / 1B / ハ / 7no4 / i / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-excluded-patients-sensitive.pdf

j ファイザーはFDAへの申請のために2,875,842ドルを支払った

Z29 file / 1B / ハ / 7no4 / j / 125742_S1_M1_userfee

二 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反 その2

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反にファイザー社からEMA (欧州医薬品庁)に提出された 2021年12月18日から 2022年 6月18日有害事象dataを通知します
丙05 file / 1B / ニ / pfizer-report.pdf 3.PSUR-1.pdf

弁達士によるEMAへのファイザー提出資料要約

心臓関係の有害事象

心筋石灰化1件 心筋線維症55件 心筋出血3件 心筋低酸素症10件 心筋梗塞2741件 心筋損傷116件 心筋
虚血239件 心筋壊死 31件 心筋浮腫 57件 心筋破裂 22件 心筋炎 10363件 心膜炎1792件

有害事象の総数 1,591,026 件 累計 4,984,106 件

血液およびリンパ系障害の有害事象: 100,970 件 心臓障害の有害事象: 126,193 件 先天性家族性および遺伝
性疾患: 1143 件 耳および三半規管の障害: 47,038 件 内分泌疾患: 4,115 件 目の病気: 61,518 件 消化
器系の問題: 317,811 件 投与環境での有害事象: 1,605,985 件 (いわゆる副作用) 肝胆道疾患: 4,380 件
免疫系疾患: 31,895 件 感染症と寛延: 167,382 件

(感染症には以下が含まれました) ・デング熱 ・エプスタイン・バー・ウイルス感染症 ・性器、肛門部、骨盤の感染
症 ・ヘルペス、肝炎 ・腎臓炎 ・乳腺炎 ・肺炎 ・敗血症 ・敗血症性ショック ・結核

母乳を介した曝露による有害事象 5795 件 (赤ちゃんの有害事象) 筋骨体系および結合組織の疾患: 539,299
件 良性と悪性の新生物 (ガン)、および不特定の薬物: 1,391 件 神経系疾患: 696,508 件 妊娠、産後、周産
期: 4,056 件 (主に胎児の死亡、流産など) 精神医学的問題: 77,148 件 腎臓および泌尿器疾患: 13,647 件 生
殖器系および乳房の疾患: 178,353 件 呼吸器、胸部、循環疾患: 190,720 件 皮膚組織疾患: 224,833 件 日
常への影響: 9,414 件 (寝たきりになるなど) 血管障害: 73,542 件

なお EMAは新型コロナ遺伝子治療ワクチンで不妊になることを「The Committee has recommended that
heavy menstrual bleeding should be added to the Comirnaty product information as a side effect of
unknown frequency.」と認めたので原文を資料添付します 丙06
file / 1B / 二 / covid-19-vaccines-safety-update-10-november-2022_en.pdf

1Bホ 製造会社モデルナによる薬機法第68条の10第1項違反

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反に、情報公開請求の裁判によって得られたモデルナ社からFDAに
提出された有害事象データを追加します。日本語要約 丙12 file / 1B / ホ / nihongo.pdf

丙13 file / 1B / ホ /

1_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-May-2021-11605-pages

丙14 file / 1B / ホ /

2_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-May-2021-218-pages

丙15 file / 1B / ホ /

3_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-Nov-2020-1650-pages

丙16 file / 1B / ホ /

4_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-June-2021-312-pages

丙17 file / 1B / ホ /

5_Moderna-Study-Single-Dose-Intramuscular-Injection-Tissue-Distribution-Study-of-mRNA-1647-in-Male-
Sprague-Dawley-Rats-280-pages

丙18 file / 1B / ホ /

5_Moderna-Study-Single-Dose-Intramuscular-Injection-Tissue-Distribution-Study-of-mRNA-1647-in-Male-
Sprague-Dawley-Rats-280-pages

C インフォームドコンセントに関し医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反・憲法13条
違反

イ 日弁連憲法問題対策本部「副本郵送依頼書」の提出済み要領書6引用、イ甲

73

74

9 file/1C/I/nichibenren3.pdf 甲9と同じ

>>6、質問者自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種委員長あてで、身内の接種でのインフォームドコンセントに關し下記不利益事項の不告知は医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反であるとの主張をさせていただきます。地元市長とワクチン接種委員長からは医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反の点につき、当事者の署名有銘性の件をのぞき返信がありませんでした。直注13条自己決定権の侵害だと思われませんか？また、2021年2月22日付けで閣議決定(新型コロナウイルスワクチン接種推進担当)、厚生労働大臣、各政党代表者、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長宛てに提出された貴日本弁護士連合会による「新型コロナウイルスワクチン接種に關する提言書」(記載事項の2は同様の位置を置いたといえるのでしょうか？なお質問者自身は不利益事項については下記の点を記載させていただきましたが、重岡市に提出されたインフォームドコンセントに關する諸書類も参考にさせていただきます

甲30 file/1C/I/B/seigan4.1.pdf

また、引渡された元米国弁護士John Allison氏はインフォームドコンセントには99項目あると、要約をまとめていますので、参考にさせていただきます

甲31 file/1C/I/6/

COVID-19+Vaccines+and+Informed+Consent+(+July+2022+Update) 日本語訳

甲32 file/1C/I/6/jp

21 特例承認書類が黒塗り文書だらけであり、なおかつ予防接種法第12条による医師の有害事象の報告義務が接種後4時間に限定されており国家賠償請求訴訟などの境目で因果関係の立証が困難なこと

下記A資料は2022年4月14日新Versionに差し替えられたようですが、旧版LINK 元 甲33
file/1C/I/6/A/000739089.pdf
<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000739089.pdf>

a2 2023年5月8日開始接種以降、予防接種法第12条による医師の有害事象の報告義務が履行されているのかどうか確認できるdateが更新されていない、死亡報告数2076人が更新されない

b 接種率はプラセボ群の除外5倍の増減不正があつてファイザー社自身その点を認めている事。甲34 file/1C/I/8/B/VRBPAC-12.10.20-Meeting-Briefing-Documents-FDA.pdf page18

FDA文書Page18詳細画像 甲35 file/1C/I/8/B/18page.jpeg

日本語 甲36 file/1C/I/8/B/672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf page39 page40

https://www.pmda.go.jp/drugs/2021/P20210212001/672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf

複数の著作物のある本間真二郎MDによる日本語解説 甲41 file/1C/I/8/B/honma.pdf

c1 治験に関する訴訟が提起されていること

甲37 file / 1C / I / 6 / C / 47656_e41yu6vd2x117dq.pdf

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies: Lessons and Consequencesでの、臨床試験、臨床技術、薬学臨床研究のAlexandria (Sasha) Latypova氏の報告によると、この訴訟に関して製造会社ファイザーは請求棄却ではなく請求却下を申し立て、法廷での却下申し立て理由は、「私たちは政府を欺いたのではなく、政府が金じた詐欺を遂行した」とであった。そして製造会社ファイザー側の代理人弁護士はそこにおらず、却下を申し立てていたのは司法省だった

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies: Lessons and ConsequencesのサイトでAlexandria (Sasha) Latypova氏の経歴と発言内容録画を確認できます

<https://lakaruppropet.se/international-conference-pandemic-strategies/>

宗主国でさえもこのような状況下にあるので、債務破綻の支配する植民地国家では、国家による・顧客・輸入・詐欺・脅迫がより容易になりやすいということである。

2023年3月1日期日が指定され、ドイツの大手mediaである、Die Weltでも訴訟不正に関する訴訟について、報道がなされている
[Corona-Impfstoff: Die vielen Ungenauigkeiten bei der Pfizer-Zulassungsgeschichte - WELT \(archiv.li\)](#)

原告主張内容 要約

有効性に関しては43548人が参加して行った臨床試験の結果を、たった170人の結果から95%の有効率を導出していることを主張

カナダ canadiancovidcarealliance.orgによる治験分析PDF T07 file / 1C / I / 6 / C /
The-COVID-19-inoculations-More-Harm-Than-Good-REV-Dec-16-2021.pdf

治験には43548人以上が参加したが、世界中で販売するのに十分な量を製造するために使用された新しい製造方法(「プロセス2」)で作られた投与量が投与されたのはそのうち約250人だけ。これら250人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公表されておらず、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙18から乙28)にも公表されていない。

2020年4月付けファイザー社のプロトコルC4591001の54pageにある治験の内容には、プロセス2(工程2)で製造された市販用ワクチンに関しては250人の参加者で治験を行う (will be administered) と記載

ファイザー社の管理ファクトシートに名称BNT162b2 が表現されていない。
CDCは「EUA (緊急承認)用の認定製品」という書き方をしており、「これはコミュニティではない」ということである

<https://globe.biond.com/ShowLabeling.aspx?id=172227&format=pdf>

報道自由度ランキングが後進国並みに異常に低い日本とちがいドイツではまともに報道されている理由は、四つ全ての製薬会社を相手とする全国で165の民事訴訟係争中(最初の裁判は対ビオンテック、4月28日フランクフルト地方裁判所で審理開始)だからである

c2

78

治験はそもそもプロセスで作られた役と置が役とされたのは約250人だけであるが、3回目の（ブースター）の接種者が23人のみであること。記録は、ファイザーとビオンテックが BARDA（生物医学先端研究開発局）を含む FDA に提出した。2021年8月の情報公開法（FOIA）に基づく記録要求に保健福祉省が応じなかったことを受けて、2022年3月に起こされた訴訟に応じて入手された。 T08 file/1C/1/16/c/ JW-v-HHS-Pfizer-app\callon-materials-00730.pdf

d ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度（被害救済公団）の269件を除き2件であること。2023年9月追記：2022年7月26日までずっと0件でしたが「死亡」申請数849件中268件になりました。予防接種健康被害救済制度でも医学的な因果関係は否定しています。副反応検討部会と疾病障害審査会の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっており、さらに国賠訴訟では厚労省は因果関係を争うであろう

東京都監察医務院は54人中8人に因果関係ありと判断
19 file/1C/1/16/d/Autopsy findings Tokyo Metropolis, Japan, 2021.pdf

e 寛解体に関する治験がないことと独ビオンテック社がSECに提出したIR資料参照、下記資料はSEC資料ですが、DL不可能です

なお、2022秋以降展開される2価ワクチンも就試採用ワクチン承認背景を前提としている。今後もし記試採用ワクチンに関するインフォームドコンセント事項は継続して開示されるべき事項と考えま

す

f 2022年9月追記：宝塚の が掲載されるように、有効成分が変更された場合、「一部変更」では承認は許可されず、新規の承認が必要など、ファイザー社製「BA.1オミクロン株」対応ワクチンは、効能と用法の変更のみとする今回の承認は無理があり、薬機法違反の可能性があると

abcdの件につき、
March 2nd, 2022 at 8:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

g 論点1B-15の15の2に関する不利益事項の不告知を追加します

h 論点1Bハニホ製造会社による薬機法第68条の10第1項違反に関する不利益事項の不告知を追加します

i 論点1Dイロ 生物兵器条約違反製造物責任法違反に関する不利益事項の不告知を追加します

j 論点1Bロ12 世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内に未接種者でカウントに関する不利益事項の不告知を追加します

k 南アでファイザーと政府の契約書が裁判所の命令で公開された。供給契約にワクチンの効果は不明・有害事象は不明・長期的な副作用は不明と記載されている可能性について不利益事項の不告知を追加します

不利益事項の不告知は医療法第1条の4第2項違反である旨の告知が全国有志医師の会から2022年3月13日付け内容証明郵便で送付されており、 が2022年4月情報公開請求にて受理を確立済 参考資料 丙07 file/1C/1/16/youbousyo.pdf

不利益事項の告知がホームページ・接種券・同意していない接種希望書に記載されていない Z30 file/1C/1/16/webaka.png

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/015/33582.html>

ロ4歳以下の件について詳細

2022年11月11日以降送付されてくる4歳以下接種券には産産予防効果について「...期待できるとされています」と記載されているだけであって下記のような不利益事項の記載がいっさいされていません。ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中（ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年

79

80

10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないので、特例承認無効文書や治験除外について、検証者が認識できません。甲38 file / 1C / 口 / 1C口a.jpeg

治験とインフォームドコンセント判例 参照

(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12-3-24判決 判例時報1733号)

不利な事項

Dr Clare Craig explains why the FDA should NOT have granted approval for roll-out in the 6 month to 4 yr old children cohort

Dr Clare Craigによると4526名の治験のうち3000名が除けられた。実験の結果は接種者のほうが感染するというものだった。

甲39 甲40 甲42 file / 1C / 口 / 1C口b.png 1C口c.png 1C口d.png

Dr Clare Craig 経歴page

CDCの統計にて、生後8か月～4歳の10万人あたりの陽性者数が出ています。接種者のほうが陽性率高い。CDCの5～11歳のデータでも接種有無による感染(発症)予防効果は見られない。

CDC COVID Data Tracker Rates of COVID-19 Cases and Deaths by Vaccination Status について年齢層など条件を変える操作をするとそれぞれの年齢層のグラフが現れます。甲44 file / 1C / 口 / 1C口f.png 1C口g.pngはあくまで操作後の1参考資料です。操作の確認をおねがいいたします。

引用元data 甲44 file / 1C / 口 / 1C口f.png 1C口g.png

Rates_of_COVID-19_Cases_or_Deaths_by_Age_Group_and_Updated_Bivalent_Booster_Status.csv

<https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#rates-by-vaccine-status>

河北新報の記事 甲43 file / 1C / 口 / 1C口e.png

河北新報の記事の件につき、

November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてでmail送付済

R4年3月10日での奈良県議会厚生委員会で健康な子どもがコロナ感染で死亡は0件だがワクチン接種では5人(因果関係不明)と言及された

D

イ 生物兵器禁止条約違反

元民主党議員 Dennis Kucinich は、米国によるノルドストリーム(ドイツロシア間天然ガスパイプライン)爆破は、兵器布告の制限を完全に覆した米連邦法第1条に違反している論議行動だと主張されています。(国連安保理で、国際経済学者サックスマン氏と、元CIAマクガバン氏が、ノルドストリーム爆破事件について証言済み。)

このように現代型の戦争というものとは近戦布告が正式に行われずに開始されてしまいます。

また、イラクの大量破壊兵器WMD誤情報、無実の百万人のイラク人の虐殺を起こしたがそれを大々的に隠したマスメディアの人々は、犯罪を問われるどころか、昇進している。今回もまったく同じことが起こるのであるのか？

前送としてのSARS-CoV-2の歴史について、わかりやすいtime table。(前回86号口頭陳述で送らせていただきましたように、R.F. Kennedy ジュニア非営利のNPO団体は、投資家や著名ベンチャーキャピタリストたちが同接をしているので内容は消滅しなければなりません)

81

82

日本語要約 Z31 file / 1D / nhongo1.pdf

SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製造会社はラベルを張っているだけである。
SARS-CoV-2ワクチンは「医薬品」ではない。これは、米国防務省が「covid19 対抗策」として発注した武器である

Z3 file / 1D / pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf. Z3と同じ

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

東京地裁は係属しているニュルンベルク裁判に基づく文書不開示決定違法無効訴訟で、供給契約の契約内容がわかる文書の開示が争点となっていて、供給契約の契約内容が国民に周知されておらず[憲法21条違反]不明ですが、植民地植民政策は、連立製造基準や輸入規制を撤廃し、製品テストもせず、中身不明のものを国民に提供した可能性があります。

Z32 file / 1D / nhongo2.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

フロリダ州リー郡では新型コロナワクチンを禁止する議会決議が通過した。新型コロナmRNAワクチンは生物兵器であるので、禁止、没収すべきで知事もそうすべきと決断した。ニュルンベルグ法違反と抗議

fbibos.com Feb 24, 2023, 12:00am ESTでも普及されていますが、現地local mediaから全文翻訳引用

>>フロリダ州リー郡共和党の執行委員会は、ニュルンベルグ法典を発動し、ビッグファーマと米国防政府が組織した生物兵器を全アメリカ人の体内に強制的に注入しようとした結果、大量の死と「ワクチン」による負傷が発生しているとして、ロン・デサンティス知事に生物兵器COVID-19ジャブの配布と販売の禁止を呼びかけています。リー郡GOPの執行委員会は、COVID-19「ワクチン」注射の販売と配布を禁止するようロン・デサンティス知事に求める「Ban the Jab」決議を正式に可決し、委員会メンバーの3分の2以上の賛成を得ました。俗に「ジャブ」と呼ばれるこの注射は、生物兵器と認定され、他のすべてのワクチンを含めたとよりも多くの人を殺害しています。Ban the Jab決議の中で、Lee County GOPはDeSantis知事に対して、「COVID-19およびCOVID-10注射が生物兵器および技術兵器であるという強力な証拠が存在する」と書いています。

ファイザー社自身の臨床データを引用して、リー郡GOPは、生物兵器注射が1223人の死亡、42,000人の有罪事件、156,000人の有罪事件、約1,000人の副作用を引き起こした（注記：監禁請求人が日弁連要領第7の4で言及した、2022年3月29日に演習エイズ 裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会で言及した1223人の死亡

83

を補綴できる文書 Z44 のこと」と付け加えており、これは、「世界的ビッグファーマ大手が固めている数字だけであることを示しています」「COVID-19生物兵器ジャブの結果、巨大な数の人間が死亡し、あるいは後遺症を負った」と決議文は述べている。さらに、スウェーデンの研究で示されたように、「Covid mRNA注射が人間のDNAを寛容するという証拠が存在する」と付け加えた。

[REDACTED]

このジャブに関する科学的研究によると、人間のDNAを変化させるという生物兵器として作用するだけでなく、ファイザー社のCOVID注射には「自己増殖化マイクロテクノロジー」が含まれており、大量の血液を引き起こすという。「政府機関、メディア、ハイテク企業、その他の企業は、COVID注射が安全で効果的であると主張することで、莫大な詐欺行為を行ってきた。人権を守るために、リー郡共和党はデサンティス知事と州議会に對し、フロリダ州でのCOVID注射とすべてのmRNA注射の販売と流通を禁止するよう要請する」と決議文は書かれています。そして、州司法長官がフロリダ州内のすべてのCOVID注射とmRNA注射を留保し、法廷での分析を実施することとあります。この決議は、デサンティス知事がCOVIDジャブを禁止し、押収するために実際に何らかの行動を起こすことを求めるものではありません。ボールは知事の法廷に渡され、知事の机の上に置かれ、その行動を待たされることになります。

第二次世界大戦後に作成され、大量虐殺を行ったナチスを処刑したニュルンベルク裁判にちなんで名付けられたニュルンベルクコードは、「人体実験」やその他の戦争犯罪を規定する「研究倫理原則」のセットである。ニュルンベルクコードの最初の行には、「法廷者の自発的な同意が絶対不可欠である」とあり、COVID-19生物兵器ジャブの強制服薬に違反する違反が与えられます。政府と民間企業の雇用の両方から強制されたCOVIDジャブの義務の下で、アメリカ人は実験室を受け入れる以外の選択はなかった。

[REDACTED]

[REDACTED]

その後ブレバード郡指導委員会メンバーが、COVID-19ワクチンを違法とするよう知事に求める決議を選択した。セミノール郡、レイク郡、セントジョンズ郡、サンタローザ郡、ヒルズボロ郡、リー郡の他の共和党支派も同様の決議を行った。現在のところ、決議は要請であり、要求ではない。引用元は豪州のcb512.com です。

[REDACTED]

[REDACTED]

フランシス・ボイル博士は、1998年に制定された「生物兵器および化学兵器」の著者であり、ボイル博士は、Covid注射が、博士が起草した1998年の生物兵器法およびフロリダ州法に基づく生物兵器の法的定義に合致していることを明確しています。

下記はボイル博士の著作第page [REDACTED]

Resisting Medical Tyranny: Why the COVID-19 Mandates Are Criminal

同題website UNODA - United Nations Office for Disarmament Affairs によると、日本は生物兵器禁止条約の加盟国

84

である。

条約執行のための、細菌兵器(生物兵器)及び毒剤兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律 法律第六十一号(昭五七・六・八)

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_hq/su/su.htm?hqn=78318820508951.htm

mRNA SARS-CoV-2ワクチンは法2条「生物剤」又は「毒剤」にあたり、下記の原因により3条1項の除外事由にあたらぬ。
防疫ではない→予防効果なし。

身体防護ではない→全死因死亡率上昇。前日86号口頭陳述で述べさせていたいただきましたように、名古屋大学名誉教授・名古屋小児がん基金理事長小島芳二氏は世界各国のワクチン接種率と超過死亡の相関係数を0.57と算出

予の他平和目的ではない→mRNAに危険な配列を残しているため未だの故実が推定される。(ノババックスの組換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQに変更されているが、)人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っている

mRNA SARS-CoV-2ワクチンはフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いていない、弱毒化されていないワクチンは生物兵器である。特許承認より前におこなわれたSARS-CoV-2ワクチンの譲渡会社との供給契約は(1)ファイザーSARS-CoV-2ワクチン 令和3年1月20日(同年5月14日以降、同次追加契約)、(2) アストラゼネカSARS-CoV-2ワクチン 令和2年12月10日 (3) モデルナSARS-CoV-2ワクチン 令和2年10月29日が契約日となっており、供給契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒剤兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する。

川口市河と徳田実徳氏徳田工を契約当事者とする委託契約は契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒剤兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する。

弱毒化されていない点についての説明

ロサナ・チファリ博士はEU議会新型コロナウイルスサミットで新型コロナウイルスワクチンはワクチンではなく生物兵器であると告及

日本語訳

口 製造物責任法違反の可能性

令和5年4月18日厚生労働委員会連合審査会で、薬害エイズ裁判の原告である川田龍平議員はワクチンDNA混入疑惑について言及された。コロナワクチン3回接種後悪性リンパ腫ステージ2状態に陥られ、髪の毛すべてが脱毛状態に陥られた立憲民主党原口博元総務大臣もファイザー社のバイアルに含まれるDNAプラスミドに、ヒトの癌発症に関連するシミアンウイルス40(SV40)プロモーターが発見されたことに言及された。世界保健会議 World Council for Health(<https://worldcouncilforhealth.org/>)はレッドラインを超えたと表明した

通常製造物責任では法律上安全であることの立証責任は生産者側にある。全目的物を回収して内容物を分析し立証責任を果たすべきである。

Bhakdi博士「mRNAのDNAがゲノムに組み込まれる疑いがある。このDNAは、人間のあらゆる細胞に届けられ、急性のがんや炎症を引き起こし、遺伝子的に人間をその子孫まで変容させる可能性がある。遺伝子改変された細胞は絶望的である」

日本語

Bhakdi博士の著作物page 原稿はドイツ語

(国とファイザーなどとの免疫契約は国民の裁判を受ける権利を侵害するものであつて違憲違法であり無効である。)国及び製薬会社ともに賠償責任がある点についての主張は福岡地方裁判所小倉支部に係属している。二重賠償による国家賠償請求訴訟の訴状の主張に準ずる
西08 file 10 / recordvaccine1.pdf

DNA混入問題についての問題提起者Kevin McKernan氏による第182回 米FDA ワクチンと関連生物製剤のプレゼンテーションの元となった根拠論文を証拠提出します
10/ロ / Sequencing of bivalent_4-11-23.docx
西20 file 1

Gen Bank version OR 134577.1

85

86

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nucleotide/08134577.1>

Gen Bank version OR 134578.1

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nucleotide/08134578>

米FDA meeting ワクチンと関連生物製剤のプレゼンテーション動画。米国Milford Molecular Diagnostics社のSin Hang Lee先生がファイザーのBNT162b2バイアルから同様の結果を確証した。USC University of South CarolinaのPhilip Buckhaults教授連研究者の研究でも同様の結果を確認した。

荒川博士による日本語解説

遺伝子工学の専門家であるUSC University of South Carolinaのフィリップ・バックハーツ博士が、サウスカロライナ州上院でファイザー社のmRNAコピドワクチンに与えられるDNA汚染について証言した。博士によれば、ファイザー社のコピドワクチンの各用量には推定2000億個のプラスミドDNAが含まれているとのことである。これらのDNA断片は、基本的には合成ウイルスである脂質ナノ粒子にパッケージされ、接種者の細胞に送達される。FDAの基準は、DNAが裸で(そのまま処理で)動物に注入される場合の安全基準である。だが、このワクチンのDNAは、トランスフェクションを引き起こすように脂質ナノ粒子内に封入されている。臨床試験に使われたワクチンは、大量生産の市販品のように大腸菌の質型DNAを使っていない。

【要約】:

- 1.米FDAのEUA(緊急使用許可)申請用の「mRNAワクチン」には、市販品とは大きく異なり、「プラスミドを大腸菌」で増やす製造工程を採用しなかった(合成DNAを使用)。つまり【DNA断片汚染】は、EUA申請時には検知されず、隠蔽されたまま、安価な「mRNAワクチン大量生産」(プロセス2)に移行した。
- 2.LNPに包まれた「DNA断片」は、細胞内に容易に取り込まれ、「核」に移行し「遺伝子」に組み込まれる可能性が完全には否定できない。例えるなら「城外」の「ロイの木馬」は危険ではないが「城内」に入ったギリジヤ兵入りの「木馬」の危険性は計り知れない。
- 3.ヒトの遺伝子に「DNA断片」が組み込まれる確率は、DNA断片の「サイズ(大きさ)」ではなく、【DNA断片の「数」】に依存する。例えるなら、「単発弾」よりも「散弾」の方が「命中確率」が高いのと同様に。

実際の混入DNAの「サイズ」は100ベースペア付近が支配的で、1接種あたり2000億個の「DNA断片」が混入していると推察。

そのあと、次の証言者 Toxicology and Molecular Biology for Toxicology Support Services, LLCのDr Janel Lindsay はサウスカロライナ州上院でThe SV40 sequences, they should not be there. They don't need to be there to grow this in bacteria. I don't think it's an accident. They could have chosen another plasmid that did NOT have the SV40 sequences.【事故ではないと思います。SV40 配列を持たない別のプラスミドを選択することもできたでしょう。】と証言された。

ドイツの研究者とかつて検疫2年後の血液からmRNA検出を報告した弁護士がDNA汚染をMMD GmbH & Co. KG 秘会で調査した。5バイアルに規制値の数倍-数百倍の汚染が見つかったため、保健省に結果を添付して通告。なお、欧州EMAのDNA基準値はLNPに包まれているDNA断片に関する基準値ではないため、基準値そのものはもともと存在していない。

承認された成分とは異なる成分含有が判明した場合について、裁判所により製薬会社の責任が認められなかった
米国訴訟資料 T09 file / 1D /ロ /id5457312-Nowacki-v-Gilead-Complaint.pdf

E

イ 憲法85条違反 憲法31条違反

製造会社に対する免責は憲法85条により、予算・法律・条約の形式によらなければならないとされている。しかし損失補償契約が秘密契約のかたちで行われているので憲法85条違反である。納税者の適正手続きを受ける権利である。憲法31条が行政手続法にも適用があるかどうかについては争いがあるが、憲法31条を間接的に侵害している。86号口頭陳述で富友清

ロ 憲法32条違反

特例承認取消訴訟において、被告国は原告原回事実について認否すらしていない。憲法32条裁判を受ける権利を侵害している

88

ハ 憲法21条違反

拉民地保護法による検閲行為は憲法21条違反を構成する。

Twitter社の報告によると、世界中の政府からコンテンツ削除を求める法的要求があったが「その中で最も多いのは日本からの要求であった」主にジャーナリストや報道機関の投稿を削除するよう要請。

Twitterが公表したレポートのページに

「2021年7月から12月の間に各国政府から受け取った法的請求の半分以上が日本」と明記されている。日本からの要求の95%は、金融機関、府政、犯罪の防止に関する法律に言及しています。とあるので、残り4%部分にSARS-CoV-2ワクチンの件が含まれるかが問題となる。

ニ ニュルンベルク綱領違反

田島朝寿博士が2023年3月26日体験報告されたように新型コロナワクチンの供給契約書(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ノババックスの4社の製品分)について情報公開請求すると、①製薬会社の正当な利益を害するおそれがある、②厚労省の地位を不当に害するおそれがある、の2点を理由に全て不開示となる。

不開示決定の審査請求書に「治療中の多数の死者を出しているワクチンの契約を開示しないことはニュルンベルク綱領違反」という主張を記載した場合は、現在「ニュルンベルク綱領は人間を被験者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない」という厚労省の回答が返される。

日本国憲法の前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と書かれているように、戦争の惨禍をおこさないことにし、国民の福利を国民が享受する人類普遍の原理に従う」とあるので、ニュルンベルグに従わないことで人道に対する罪を厚労省担当者が犯していることを自由している。

厚労省担当者の虚偽公文書作成行使等罪にあたる行為は日本の名古屋地裁(高橋勝男裁判長)2000年3月24日判例によっても、ニュルンベルク綱領・ヘルシンキ宣言で違法である。

2 不当性の要件

Aイ

5歳以上12歳以下の接種率は埼玉県では20数パーセント台前半です。下記LINKの公的資料 はすでに12歳になった児童も含まれています。4歳以下は接種率がさらに低い可能性が見込まれる
甲48 file / 2 / イ / nenrei-kaikyubetsu-vaccination_data

https://www.kantei.go.jp/pf/content/nenrei-kaikyubetsu-vaccination_data.pdf

Aロ

上記(違法性の要件の件につき、かならずしも違法にあたらない場合、でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら地方公務員は刑事訴訟法238条2項により告発義務があるところ

論点1A 予防接種法違反につき

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてPDF送付済

論点1B 憲法66条68条違反・刑法156条成立の可能性につき

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

論点C 医師法・予防接種法23条3項・第5項・医師法第1条の4第2項違反につき

March 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あて mail送付済

にもかかわらず何もせず不作為により歴史上最大の被害を放縦している。世界中でワクチン打っているのは日本人だけとなり、4歳以下へのコロナワクチン認可はイスラエル・アメリカ・カナダと日本ぐらいで、アメリカは3回接種率が40%でいどなので、4回目以降はほとんど接種していません。世界に先行したイスラエルも4回接種率はひと折です。(2023年1月追記 : 2022年12月13日イスラエル公式dataで4回目接種率13%になりました)

2023年3月追記 : EU議員 Virginie Joron氏によるとEU地域での4回目接種率は7%。

89

90

2023年6月追記:ファイザーにヨーロッパ供給停止をポーランドの保健大臣が要求。EUとファイザーのコロナ供給契約の減量交渉含意へ。EU全体で3分の1の供給がキャンセルされる予定

2023年8月追記:世界中で日本だけが異常にワクチン接種している、の国を2023年5月30日 第16回厚生労働委員会で川田龍平議員が言及された

a イタリア在住免疫学者 荒川央先生blog2022年12月11日 23:24コメントさんを著作権法上の引用の範囲で引用します。

引用 >>私の見るところ欧州ではコロナワクチンは「終わったもの」扱いで、ワクチンはもうほとんどの人の間で話題にもなりません。オミクロン対応ワクチンを今更接種したがる未接種者はごく少数派でしょう。欧州の政策に従ってというよりも、むしろ、日本政府のコロナ政策は親欧世界最遅レベルです

引用元

イタリア在住免疫学者 荒川央先生blog2023年9月25日 04:07コメントさんを著作権法上の引用の範囲で再度引用します。

引用 >>欧米では3回目接種以降もう新たにコロナワクチンを接種する人はほぼいなくなりました。現在、コロナワクチンを全国民に対して積極的に打ち続けている国は世界でも日本だけなのです。

b 丹波篠山市の瀬井健明市長発言 甲47 file / 2 / 口 / 2口a.jpeg

c コロナmRNAワクチンの有害事象の1位2位がコロナ菌

甲48 file / 2 / 口 / 05-COVID-Shimabukuro-508.pdf

<https://www.cdc.gov/vaccines/acip/meetings/downloads/slides-2022-08-01/05-COVID-Shimabukuro-508.pdf>

d 2022年1月の時点で米国防守系FOXニュースでワクチンの無効性については報道されていましたが、左翼系メディアでも報道されています。ワシントンポスト「接種者が新型コロナ死亡の大多数を構成する。」November 23, 2022 at 7:46 a.m.

甲49 file / 2 / 口 / 2022-11-23-vaccinated-people-now-make-up-majority.pdf

e 下記のWSJの主張はノーベル賞保持者である、故モンタニエ博士が2020年からずっと主張されていたことと同言であります。

「ワクチンは、選択圧を生み出してウィルスの変異を加速させ、専門家は偽情報を拡散し、ワクチン接種を繰り返すことで感染しやすくなり接種回数が多いほど、病気になるしやすくなる」

WSJ Jan. 1, 2023 10:08 am ET

甲51 file / 2 / 口 / wsj.pdf (日本語訳)

f すでに遺族会が結成され、原告エイズ訴訟受審原告団 安西さとし氏・川田龍平氏のときのように、原告原告団 小倉井隆行氏・須田昌子氏・谷能太郎氏が地方TV新聞・週刊誌などに登場されている。谷能太郎氏によると、ご自身のお父上のワクチン死について、医師に頼んでも予防接種法第12条による医師の有害事象の報告をしてくれなかったとのこと。報告は当事者親族でもDIYでできることを知らないで、報告数が低くなったことが想定される

遺族会主催の11月25日新型コロナワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会で福島県立医科大学名誉教授が厚労省官僚に向かって刑事告発する、と発言されている動画が英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、各国語に翻訳されて世界中に拡散されています。知らないのは管内鎮座している日本人だけです。

g スイスのメディアによれば、ワクチンの犠牲者、弁護士、医師のグループにより、スイス医薬品局(Swissmedic)が刑事告発された。訴えによれば、Swissmedicは、危険性について十分な情報を提供せ

91

92

ずにワクチンを承認し、20代の若者を殺害した他、円形脱毛や月経不順等、多くの健康被害を発生させた

2023年2月追記： スイス医薬品局だけでなく、スイスのAlain Berset大統領がスイス刑法第312条の破壊乱用でスイスに住むベルシャ系の元銀行員Pascal Najadiに刑事告発された。バスカル・ナジャディは、2013年にマレーシアのクアラルンプールで開設されたマレーシアのAmBankグループの創設者フサイン・ナジャディの息子で、引退したスイスの投資銀行家、映画製作家、作家である。

甲50 file / 2 / 口 /

EN_Criminal-Complaint-Swissmedic_DEEPL_v1.0.pdf

h1 フロリダ州知事は

「フロリダは、次の手段で医学界の責任を追及する。

- mRNA ワクチンと大手製薬会社を調査する大陸審の設置

- mRNAワクチンに関連する心臓関連死の調査

- 医学界を監督する公衆衛生公正委員会の設立」と発言し、申請が受理されました。

フロリダ州知事の大陸審提案・最高裁係属事件の書類提出記録

甲52 file / 2 / 口 / SC22-1710.pdf

<http://onlinedocketssc.flcourts.org/DocketResults/CaseByYear?CaseNumber=1710&CaseYear=2022>

DeSantis知事の大陸審申立書

甲53 file / 2 / 口 / Vaccine-Grand-Jury-Petition.pdf

東京エイズ裁判のときにご活躍された小林よしのり氏による日本語訳

甲54 file / 2 / 口 / kobayashiyoshinori.pdf

h2

フロリダ州公衆衛生委員が医療機関と州民に対して、命を脅かすような状態を含めて、接種後の副反応報告が急増していると警告、フロリダだけで1700%も増えている Z33 file / 2A / 口 / 11.png

<https://www.floridahealth.gov/newsroom/2023/02/20230215-updated-health-alert-pr.html>

h3 知事がフロリダ州公衆衛生委員の発言を引用しながら安全性も有効性も証明されていないmRNA注射のモルモットとしてFDAとCDCがフロリダ人を利用することを黙って見過ごすつもりはありません、と発言

B 殺人予備罪(刑法201条、同199条)

本来なら道徳性の要件のところに記載すべき内容であるが、住民地体議院の意向が司法権にも及んでいるようである。刑事告発状が受理されないようでは不当性の要件で主張するしか他の方法がないのであろう

イ 厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会委員等に殺人予備罪(刑法201条、同199条)が成立する可能性

東京地方裁判所令和3年(行ウ)第301号SARS-CoV-2ワクチン特例承認取消等請求訴訟の代理人弁護士らが東京地方検察庁に提出された下記刑事告発状が受理されていないので、検察官立会に容疑申立てをすべきかもしれません

令和4年2月10日、3月10日に東京地方検察庁に提出された殺人罪(刑法第199条)、殺人未遂罪(刑法第203条、同第199条)、業務上過失致死罪(刑法第211条)及び公務員職権濫用罪(刑法第193条)での容疑状と同じ遺体構成(凶器正犯と致害ある遺体)により、厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会担当省には殺人予備罪が成立する可能性がある

a 構成要件該当性

ノババックスの相模製薬ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQに変更されているが、() 実験の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)は人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っているため、刑法201条、同100条の構成要件に該当することが推定される。

b 客観的要件に関する違法性阻却事由

殺人予備罪の論点に関しては東京地裁に係属している。厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク綱領に基づく文書不開示決定訴訟(東京地裁口頭弁論期日にて、すでに主張されていますが、違法性阻却事由に関する被告からの抗弁はまだ提出されていないようである。またこの訴訟の原告が監査請求人のように、同じ遺体構成(凶器正犯と致害ある遺体)をとっているかどうかについては不明である

c 他の適法行為の期待可能性

「特別承認に係る報告書」末尾の略語等一覧には下記の記載がある
・BNT162b1 SARS-CoV-2のSタンパク質のRBDをコードするmRNA
・BNT162b2 SARS-CoV-2のSタンパク質の全長体をコードするmRNA

「人の受容体ACE2に結合するウイルスのSタンパク質の結合部位は「RBD・NTD・S2」から構成され、RBDのみであればADEは起きにくく、NTDがあるとADEが起きやすい可能性がある。」

「RBDのみをコードしたADEを起こしにくい薬剤(BNT162b1)があったにも関わらず、

わざわざ「(NTDを含む)全長体をコードしたADEを起こす可能性のある薬剤(BNT162b2)を採用した。」 Z34 file/2B /イ/Commentary_20210525.pdf

http://www.ifrec.osaka-u.ac.jp/jpn/research/upload_img/Commentary_20210525.pdf

BNT162b1を採用しようと思えば採用できたので、他の適法行為の期待可能性がある
キューバの国産ワクチンは、武漢型SpikeタンパクのRBDだけを宿主で作らせてアジュバントとともに投与するもの。抗体を誘導できる。NTDに対する感染増強抗体はできない

d 主観的要件

主観的要件として、62密に刑法201条、同199条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、未必の故意の存在が推定される

未必の故意の存在が推定される要素

(1)2018年ナノ粒子が人間の生体システムに害を及ぼすのは解っていた。
ではなぜ遺伝子治療ワクチンの成分である脂質ナノ粒子(LNP)の使用を承認したのか?

厚生労働省がLNPが体中に異変することを認知していた証拠資料は、カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバラム・プライド博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書であり、引返された元米国弁護士John Allison氏がインフォームドコンセントには89項目あると、要約をまとめて56番で言及されている文書である

日本語 17page Z35 file/2B /イ/inhongo3.pdf

LNPに包まれて、細胞内導入されやすい状態のDNA断片が、卵巣に集積する(論点1D参照)

(2)

創製会社による薬価法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要請書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に法務省法制局の調査である川田純平参事院議員が厚生労働省に出会った。このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬価法第68条の10第1項違反について認識しているため、初回公開資料1223人の死亡名に関する90日以内短期死亡率についても認識している

49

96

7の4

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に原告エイズ裁判の原告である川田龍平参院議員が厚生労働委員会でも言及されました。この文書については、複数の著作物もある所谷博臣MOは別のファイザー提出資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

(3)製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連が薬機法7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に原告エイズ裁判の原告である川田龍平参院議員が厚生労働委員会でも言及されました。このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について認めているので、2022年6月1日公開資料の270名の経緯のワクチン被害者データにおいて32人だけ追跡したら28人が死産、つまり死産率87.5%についても認めている

日弁連が薬機法7の4引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に原告エイズ裁判の原告である川田龍平参院議員が厚生労働委員会でも言及されました。この文書については、複数の著作物もある所谷博臣MOは別のファイザー提出資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

□ 殺人予備罪や偽造補助罪主観的要件充足の可能性

市長とワクチン接種委員長は川口市議会議員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれる」と断言したとのである。

厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS衛生局が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な衛生局を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。

川口市長と4歳以下川口市民の親権者含むワクチン接種実行行為は、無効な衛生局を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原形的不能となっている。

また、HERSYSのdata詐欺事件で未記入を未接種に計上していた点が発覚後、新型コロナウイルス感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、厚労省は2022年8月22~28日以降の分から接種履歴dataのA08資料公表をしない。この点利益相反のない第9条による検証が不可能となり、安全性・有効性に関する説明義務履行が後発的不能となっている。自ら虚偽公文書作成罪などの実行行為を犯しているのに、クリーンハンスの原則により違法性は肯定されない。なにより論点2A口部分で不作為による無国籍を助長したように、ワクチン接種委員会契約当事者の川口市長とその執行補助者が不作為により各法法令違反などや論点1B口利についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期間維持している点が、原形的不能・後発的不能の客観的事実とも推定される(底野法159条1項)。このような契約を締結する場合、川口市丙と接種委員会関係機関丁を契約当事者とする4歳以下をふくむ委託契約を根拠に、委託契約の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)を手記準備することは殺人予備罪や偽造補助罪の主観的要件充足が推定

される

累積超過死亡について最新統計資料 Z36 1/a / 2B / 口 / kojima.png kojima2.png

EUとファイザーのコロナ供給契約の減量交渉合意へ EU全体で3分の一の供給がキャンセルされる

ドイツは2億回分廃棄する

オーストリアでは、余ったワクチンが期限切れとなり、ごみになった。ワクチンごみの処理のために、1900万ユーロが無駄になる見込みとなった。

人口減少ラテンキング世界1位で戦争をしているウクライナよりも人が多く死んでいる日本ですが、市長やワクチン接種委員長は、他国が契約取消しし、ゴミ廃棄しているSARS-CoV-2ワクチンを、日本人の身体の中に廃棄し続けているのである。コロナ感染者・コロナ重傷者・コロナ死者はゼロ人である状況のもと(論点1B口g)、全くの無権限で。

97

98

03. その結果どのような損害が市に生じているのか

住民監査請求は対象とする財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、することができない。しかし無償代理契約について知事や市長が無効確認しておらず、日本は報道自由度ランキングが自民党政権下のもと10位から72位にまで転落し、HERSYS発生届が届け出の要件を欠いている点がHERSYS入力画面に病名がない画像添付とともに報道周知されることが永遠に期待できない。監査請求人自身は医療機関を経営する友人に頼みHERSYS入力画面に病名がないことを見せせてもらうようなことができませんので、そのことを、とある権利能力なき社団代表から入づてにおしえていただいたのが返くとも126号川口市監査請求受理日ごろであり、しかもそれ自体は伝聞証述です。よって現時点では損害についても直近1年には限定されない。

直接損害について

損害については訴訟物(監査対象)が法定受託事務を監査せず限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害なし、などと理由付記なしの違法な監査を行っている。

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第18項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(ト)(レ)(請求書1pageの1.1、1.2、1.3)と行政行為(ト)(レ)に関連した事実行為(請求書1pageの1.0)は刑法犯の構成要件該当性・違法性阻却事由が不存在が推定されるので、実行行為に投入された人的資源・物的資源(電気代光熱費・PCハードウェア減価・通信費含む)はすべて損害である。人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・金計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した職員への給料支払債務履行は損害である。司法警察職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。

1.0について

a. PCR検査抗原検査

厚労省自身が「厚労省通達文書(健総発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が全く行われていないPCR検査にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

PCR検査のための検査キットなど物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・金計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最終補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18-02-21

b. HERSYS発生届

存在することが前提とされている？法定病原体(健総発0210-5号)との同定作業が全く行われていないすべてのHERSYS発生届がすべて無効なので、HERSYS発生届にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

HERSYS発生届のための人的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・金計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

c. 広報かわぐち最大2 page 部分印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が全く行われていないaのPCR検査dataとbのHERSYS発生届dataをもとにした「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐち2 page 部分とホームページ掲載にまつわる作業への人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

広報かわぐち印刷費用とホームページ維持費用など物的資源について仮に国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・金計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した広報部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

広報かわぐち2 page 部分配布のための人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

53号監査結果に「ワクチン接種の記事の存否にかかわらず印刷費用が発生する」との主張は意味不明である。存在することが前提とされている？法定病原体に対するワクチンに関する広報行為のみ可能であるので、権限なき実施主体がSARS-CoV-2ワクチン接種に関する広告をし、薬機法66条68条違反の広告をすれば、本来その記事pageは印刷されるべきではないpageである。page数が少なければ印刷費用が安くなる契約にはなっていないのであろうか？

d. 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

1.1について

99

100

a

次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

印刷費用郵送費用などの物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回離・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b. 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている?法定病原体(感染症0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年9月22日分科会data 未着手3974/受理件数8919)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計でMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

1.2について

a 接種会場での設営と運営費支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回離・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その

作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b. 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている?法定病原体(感染症0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年9月22日分科会data 未着手3974/受理件数8919)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計でMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

1.3について

a.

委託先への委託料支払債務履行履行への権限なき主体による物的資源・人的資源投入はすべて損害である。

人的資源・委託料などの物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回離・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の

19

102

執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b. 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c. 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c.

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている?法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入(救済費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年6月25日分科会 data 未着手4680/受理件数7966)ともに右肩上がりグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を越えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおおよそ45年間の累計でMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2 ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が請求補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の累積と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

間接接害について

将来の市内人口減少による固定資産税徴収額や住民税徴収額の減少

監査委員は理由付記なしに損害なし、という違法な事実認定をもとにした監査をおこなっている。監査請求人の手元では全死因死亡率に関する論文(論文1B ロ g参照)やOECD経済協力開発機構が公開したCDC dataと英国ONS公開資料dataしか入手していないので、実施主体自ら説明義務の放棄的不能状態を解消すれば理由付記付きの適法な違法性監査が可能になるだろう

<https://stats.oecd.org/index.aspx?queryid=104676>

デンマークで投与したBNT162b2ワクチンは、非常に副作用の発生頻度の高いA群と、ほとんど副作用のないC群、やや副作用のあるB群にきれいに分類することが可能だったというデンマーク論文がある。

米国VARESから COVID-19 mRNAワクチン後の死亡は3%~5%のロットに起因し、米国で使用されたロットは、有害事象発生率によって3群に分けることはできなかった。それよりも大きなロット間の有害性の差が存在した。川口市にたまたまB群C群のような供給契約目的物が手配された可能性については存在するのかもしれないと推察する。

03. どのような措置を請求するのか

監査請求人は53号57号監査請求において前回126号監査請求書後援券送付部分をcopy and pasteし、本文内容と論理的整合性あるように修正するのを忘れ、そのまま提出し、証拠提出日に修正した。住民監査請求は、刑事訴訟のように公益性が高く、本来ならば職権探知や事後調査も可能であるが、政教分離原則違反の統一教会自民党に所属する市長に任命された監査委員には第三者性がない。まるであたかも私的なお金のやり取りを訴訟物とする民事訴訟のようである。監査委員に第三者性がないので、処分権主義・弁論主義しか動いていないのである。

0. 同定作業が行われていないPCR事実補助金不当利得返還請求(民法703条)と無効な発生届を受理し中核市として厚生労働大臣に報告してきた市長に対する損害賠償請求権行使

1. 職域法域に関するコロナ地方創生臨時交付金事業への充當の違法確認と不当利得返還請求

2. 川口市による無権代理契約の無効確認と知事・日本医師会への損害賠償請求

3. 地方自治法242条1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受任事務に関する財務会計行為について理由付記つき適法性監査を行わない53号監査委員に対する違憲確認と損害賠償請求

4. 2の川口市による無権代理契約の無効確認により予防接種法2条・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医師法第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の推定につき立証責任不履行・憲法13条21条・25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反の違法違法性の問題が解消されるまで実施の一次中断もしくは違法性の解消

5. 上記すべての違法違法性はSARS-CoV-2と厚労省通達文書(健康発0210-5号)で定された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係性を解明しないと解消されないであろう

注記: SARS-CoV-2と厚労省通達文書(健康発0210-5号)において、定された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係性が不明であるが、関係性を知っている人がいるとしたら、①中華人民共和国やWHOのどちらかしかない。そして、日本人でそれを知っている可能性があるとしたら、①が②に由した報告書(の写し)を持っている人間だけということになる。秘密がなければ、SARS-CoV-2と「新型コロナウイルス」を同一とすることはできません。基準はどこにもないので判断できませんから。当たり前です。WHOが「SARS-CoV-2/COVID-19」という言葉を発表した日の投稿が下記です

103

104

<https://www.who.int/disease-outbreak-news/item/2020-DON233>

2023年10月1日 川口市監査委員さま

開いて読んで頂くとわかりますが、「中華人民共和国から報告されたもの」とはどこにも書いてないです。それどころか、中国の「ちゅう」の字さえ出てきません。

令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書第0716第12号参照。存在することが前提とされているから法定病原体に関する資料を保有していないと推察する。

Z37 file / 03 / china.pdf

豪州マルコム・ロバーツ上院議員は「Videos from China of people dropping dead have proven to be fakes produced with the assistance of Chinese intelligence, and they may not have acted alone」初動段階の中国映像がfakeであることを確認済 T00 file / 03 / MalcolmRoberts.pdf

日本語訳

この点、市長は豪州の精鋭者から選挙で選出された上院議員の議会発言を「個人」の主張していることなので関知しない」とThursday, August 17th, 2023 at 5:40 PM mail回答された。

02. 請求者

住所 川口市
氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を送え、必要な措置を請求します。

事実証明書DVD and 事実証明書URL

105

106